

平成17年 第2回沼田町議会定例会 会議録

平成17年6月21日（火）

午前10時04分 開 会

1. 出席議員

|     |      |         |     |      |         |     |
|-----|------|---------|-----|------|---------|-----|
| 議 長 | 9 番  | 吉 田 好 宏 | 議 員 | 1 番  | 杉 本 邦 雄 | 議 員 |
|     | 2 番  | 横 山 忠 男 | 議 員 | 3 番  | 室 田 俊 朗 | 議 員 |
|     | 4 番  | 久 保 寛   | 議 員 | 5 番  | 津 川 均   | 議 員 |
|     | 6 番  | 山 田 英 次 | 議 員 | 7 番  | 上 野 敏 夫 | 議 員 |
|     | 8 番  | 絵 内 勝 己 | 議 員 | 10 番 | 中 村 保 夫 | 議 員 |
|     | 11 番 | 野 道 夫   | 議 員 | 12 番 | 橋 場 守   | 議 員 |
|     | 13 番 | 大 沼 恒 雄 | 議 員 |      |         |     |

2. 欠席議員 な し

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

|       |           |         |           |
|-------|-----------|---------|-----------|
| 町 長   | 西 田 篤 正 君 | 監 査 委 員 | 山 木 一 男 君 |
| 教育委員長 | 高 松 慶 子 君 | 農業委員会   | 中 山 勝 君   |

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

|         |           |           |           |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 助 役     | 藤 間 武 君   | 総 務 課 長   | 金 子 幸 保 君 |
| 地域振興課長  | 生 沼 篤 司 君 | 財 政 課 長   | 辻 山 典 哉 君 |
| 農業振興課長  | 矢 野 潔 君   | 住民生活課長    | 辻 広 治 君   |
| 建 設 課 長 | 神 憲 彦 君   | 旭 寿 園 園 長 | 田 中 聡 君   |

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教 育 長 松 田 剛 君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局 長 江 田 哲 郎 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局 長 浅 野 信 行 君 書 記 齊 藤 真 二 君

## 8. 付議案件は次のとおり

| (議件番号)   | (件名)                                |
|----------|-------------------------------------|
|          | 会議録署名議員の指名                          |
|          | 会期の決定                               |
|          | 議長の諸般報告                             |
|          | 町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告              |
|          | 一般質問                                |
| 承認第 4 号  | 専決処分の承認を求めることについて                   |
| 承認第 5 号  | 専決処分の承認を求めることについて                   |
| 議案第 30 号 | 国民健康保険税条例の一部を改正する条例について             |
| 議案第 31 号 | 平成 17 年度沼田町一般会計補正予算について             |
| 議案第 32 号 | 平成 17 年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について      |
| 議案第 33 号 | 平成 17 年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について    |
| 議案第 34 号 | 平成 17 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について       |
| 議案第 35 号 | 平成 17 年度沼田町介護保険特別会計補正予算について         |
| 議案第 36 号 | 平成 17 年度沼田町老人保健特別会計補正予算について         |
| 議案第 37 号 | 平成 17 年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について        |
| 議案第 38 号 | 平成 17 年度沼田町水道事業会計補正予算について           |
| 報告第 1 号  | 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について                |
| 報告第 2 号  | 株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について    |
| 報告第 3 号  | 沼田町土地開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について     |
| 報告第 4 号  | 財団法人沼田交通教育協会の事業計画及び決算に関する書類の提出について  |
| 諮問第 1 号  | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて            |
| 諮問第 2 号  | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて            |
| 意見案第 6 号 | ハイヤー、タクシーに関する政策の抜本改正を求める意見書(案)について  |
| 意見案第 7 号 | 緊急地域雇用創出特別交付金制度の復活・改善を求める意見書(案)について |

- 意見案第 8 号 公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書  
(案) について
- 意見案第 9 号 「骨太方針 2 0 0 5」における住民本位の地方財政確立を求め  
る意見書 (案) について
- 意見案第 10 号 温暖化ガス吸収源としての森林機能対策充実に関する意見書  
(案) について
- 意見案第 11 号 道路整備に関する意見書 (案) について
- 意見案第 12 号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書 (案) に  
ついて

【開会前に、議員の軽装による議案審議を議長より申し添える】

開 会      午前 10 時 04 分

---

### (開会宣言)

○議長（吉田好宏議長）これより、本日をもって招集されました平成 17 年第 2 回沼田町議会定例会を開会いたします。定数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

### (会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、4 番 久保議員、12 番 橋場議員を指名致します。

---

### (会期の決定)

○議長（吉田好宏議長）日程第 2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。橋場委員長。

### (橋場委員長 登壇)

○委員長（橋場 守委員長）皆さんどうもご苦労様です。第 2 回定例会について、議会運営委員会の審議結果を報告申し上げます。

去る 6 月 15 日、午後 3 時から議会運営委員と正副議長出席のもと開催致しました。議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。

これによりますと、本定例会に提出される案件は、諸般報告 2 件、一般質問、町長に対して 5 人 8 件、教育長に対して 2 人で 2 件の計 10 件であります。更に、専決処分 2 件、条例改正 1 件、平成 17 年度補正予算 8 件、報告 4 件、諮問 2 件がありました。この他、議長に提出されました請願書、陳情書、意見書等は、9 件のうち、7 件につきましては、上程すべきものとして取り扱うことで、意見の一致を見たところであります。

以上、付議事件全般について審議しました結果、本定例会の会期としては本日 21 日火曜日から 22 日水曜日までの 2 日間とすることで意見の一致をみております。以上、申し上げ、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（吉田好宏議長） 委員長の報告が終わりました。お諮り致します。本定例会の会期は委員長報告の通り、本日から 22 日までの 2 日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から22日までの2日間に決しました。

---

#### (議長の諸般報告)

○議長（吉田好宏議長） 日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出しましたので、ご覧願います。

---

#### (町政執行方針並びに教育行政報告)

○議長（吉田好宏議長） 日程第4、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長。

○町長（西田篤正町長） 平成17年第2回の定例会を招集申し上げましたところ、ご多用中にも関わらず、全議員の皆様の出席を賜りましたことを、厚く感謝を申し上げます、一般行政報告を申し上げます。

〈以下、町政執行方針朗読〉

○議長（吉田好宏議長） 次に、教育長。

○教育長（松田 剛教育長） 第2回定例議会に当りまして、教育行政報告を申し上げます。〈以下、報告書朗読〉

○議長（吉田好宏議長） 以上で、一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を終わります。ここで、休憩を致します。直ちに全員協議会を開催しますので議員の皆様は、議員控室にお集まり下さい。

10時28分 休憩

---

13時02分 再会

#### (一般質問)

○議長（吉田好宏議長） 再会致します。日程第5、一般質問を行います。始めに、町長に対して、通告順に順次発言を許します。11番、野議員、国民健康保険税の賦課について質問して下さい。

○11番（野 道夫議員） 11番。国民健康保険税の賦課について、ご質問を申し上げます。住民登録地を基本として行っていると思いますが、実際は親子が別居しているにも関わらず、住民登録地を同じ住所として、国民健康保険税を納めない被保険者が沼田町にかなり、居られるという事を私聞いております。

国民健康保険事業は、国からの補助金と、被保険者からの税金で賄っていることから、この場合、町としては住民に対して国民健康保険税は別々に賦課すべきもの

と思われますが、その考えと具体的な取り組みについて、町長に対してお伺いを致したいと思います。

なお、事務的に法律的に色々な事で、結構面倒なこともあろうかと思いますが、事務局の方からもまた説明があればと考えております。以上です。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）ちょっと風邪をひいてますので、お許しを頂きたいと思いますが、今ご質問の、国民健康保険につきましては、現在の世代の意識の差といえますか、そういうものがあるのか、様々な形で実際に、同居世帯として扱っているが、公営住宅に住んだり或いは民間の住宅を借りているという事は、農家だけではなくて、市街地にもそういうケースが結構何軒かある訳ですが、これは国民健康保険制度が昭和35年に始まって、45年間経ちますけども、その間の世代の考え方といえますか、時代の移り変わりがこういう質問が出てくるかと思っておりますが、ただ、住民票が実際に、例えば今おっしゃられましたように、親元の所から或いは結婚して、民間の住宅を借りたり、公営住宅なりに住んでいる場合に、国民健康保険の同一世帯として扱っているという事が不適切ではないかという発言でありますけども、これは単に住所用件だけではなくて、その世帯の様々な要因を勘案して今まで世帯として認めてきている訳ですが、それらの実態を調査するという事は、中々大変難しい事でありまして、従来先程申し上げましたように、45年間の国民健康保険制度の中では、全国的にもそういう事例というのは無い。

担当の方で、空知支庁、国保連合会とも紹介をかけたのでありますけども、単に国民健康保険の問題だけではなくて、大きく他にも影響するような事態になりませんかという事で、本人が同一世帯で出てきているのであれば、従来どおり同一世帯で認定をすることが一番望ましいだろうし、あえて、分けろという事であれば、その世帯に対して、世帯の実態が別々であれば、生計が別々であれば、分離をして下さいという事の指導をしてはどうかという程度の判例しか無い訳でありまして、これをどのように具体的に進めるか、これは先程言いましたように難しい問題もありますので、今後そういうものを、国民健康保険の運営協議会もありますので、そういう中で十分論議を頂いて、どういう方向が良いのか検討させて頂きたいと思っている所であります。

○議長（吉田好宏議長）はい、11番。

○11番（野 道夫議員）一再一 今、町長から色々なお話もありましたけれども、やはり町長これは税金という事になる訳ですよ、それで今町長が説明された中身、これについては、そういう事が全町にこれが徹底した場合に、どういう事になるか、ああそうか、それだったら、そういう認識で行政がいるのであれば、税金なんて納めなくても良いなという感じの人が大半出てくるだろうと思うのです。今、国民健

康保険というのは、上が53万ですか、ですからそういう事が今、道とか支庁辺りでは、こういうような事で如何なものですかという話をした場合に、いやそれは全くございません。やはり、1世帯から出たものについては、これは2世帯とみなす。そのような指導はしていませんと空知支庁で言っていました。道でも言っていました。

ですから、沼田町でこの少ない小人数の中で、戸数1,700くらいのものを調査して、簡単にこれくらいのものは、何とでも出来ると思います。1,500、1,600くらいだったら、札幌市だったら1区間の町内でこれくらいありますから、ですから出来たら私共、沼田町でかなりこういった中身というのが、町民からの声があるのです。ですから、こういった事を早急に、法律的にきちっとしなかったら、これは税法上としましたら、滞納者になりますし、こういった事を私は早急に行政として、改善すべきだと私は思います。

このような実例が、他にもあると思うが、私は実態をきちっと調査をすべき。そして調査をした結果、それを報告すべきだという事で私はお願いをしたいと思うのですが、もしも町長これについて、早急にとなったら中々難しいという事だったら、私も沼田町で議員として30名くらいの人間が色々集まって、色々話をしますけども、役場としてこのような認識をしているのですから、私はあまり税に対して町民が深く考えなくても良いのではないか、納めなくてもたいした事はないという考え方になってしまうから、私はこの点、きちっと法律的にもし、おわかりであれば、担当の課長に私は説明をして頂きたいのですが如何ですか。

町長にはちょっと難しいなと思うので、申し訳ないと思うので。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問の、法律的にどうなのだという事は、担当の方からも資料を頂いていますが、法律的には全く、明らかな規定はどこにも無いのです。これは支庁に照会しても同じことであります。

例えば、国民健康保険で世帯主の認定についての別段定めが無い。だから住民票を基本にしている事はどこの町村もやっています。ただ、先程言いましたように近年、農村や市街地の中で同居世帯というのが非常に不都合といいますか、現代の若い人達の生き方に合わないという事で、結婚して何年間は別居世帯でいましょうというケースがあると思います。それは、例えば何年かくらいであればやむを得ないであろうと思います。

それは、こういう事だと聞いております。国保税の同一世帯という解釈の中に、世帯の認定に疑義が生じた場合には、世帯員の構成だとか、親族関係、或いは所得の状況、或いは資産の状況、それから住民票だとかも勿論そうありますが、具体的に言えば別々に住んでいるけれども、日常的な食事は全部、お父さん、お母さん

と一緒にされているとか、生計を営んでいる費用が、お父さん、お母さんから殆ど出ているとか、様々なケースがあるのです。ですからその様々なケースを生活の中まで町が入り込んで、個々の世帯の実態を調査して本人からも、それで間違いありませんという事が確認できた場合については実行できるかもしれません。

そうなりますと、例えば今、実際に農家の住宅を改修するために、親子が別々になって住んでいる場合があります。これらにしても、半年や約10ヶ月くらいは別の世帯になる訳ですから、今、野議員さんの論法からいけば、これは別世帯だから別に課税しなさいという事になりますけども、社会通念上これはできないでしょう。

ですから、その根拠がどこまで、追求されるのか、一家の収入をどのように別居している世帯が使っているのか。或いは、どこまで世帯主のお父さん・お母さんの支援がされて別居生活をしているのか、そういう様々な要因を調査しなければ出来ないだろうと思うのです。

私は広く考えますと、現代の社会の中で、農家の皆さん或いは商工業を営んでいる皆さん方が、悪意でない限りそういう手法をとったとしても、これは国保の制度上40数年間そういう事があったとしても、何処からも異論が無かった訳でありますから、できればそういう事でおだやかに行きたい。

今言われるように、問題があるという事ですから、私共としては、そういう世帯の抽出は簡単にできますし、そういう世帯に対して、貴方の世帯が別々に住んでいらっしゃるのだから、住民登録をきちっと独立の世帯でやってくれませんかという指導はやります。その事によって、世帯が分かれた時については、住民基本台帳を基礎にして課税をしている訳ですから、その国民健康保険を別世帯にすることも可能だろうと思います。

ただ、議員がそれ以上に、どこまでもやれという事であれば、これはおっしゃるとおり、やらざるを得ません。やった時には、今申し上げましたように、様々な要因を調査するという膨大な事務が出てくる事と、同一世帯なのか、別世帯にすべきなのか認定する場合に、町が決定を下すのではおそらく本人も納得できないと思うのです。

だから全国的にも全道的にも、そういう難しいケースというのは今まで紹介が無いというのが、道・支庁の回答なのです。そういう中で、どうしても沼田町がきちっとしなさいという事であれば、私共行政の執行者としてそれはやりましょう。

その場合には、おそらく判定をする審議会といいますか、判定委員会といいますか、そういうものを設けないと、単に役場が判定して、後はいいなりでは収まらないと思うのです。その場合、裁判にもっていかれた場合、どういう対応をするかなど、様々な形のものを検討しなければなりませんので、もう少し私共としても実態を調べさせて頂いて、町としてどういう対応をすべきか、各委員会にまた報告をさ



せて頂いてその中でご意見を頂きながら、沼田町としての国民健康保険事業の取り扱いについて、慎重に方針を定めていきたいと思っていますのでご理解頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 11 番。

○11 番（野 道夫議員） 一再々 分かりました。町長、この国民健康保険というのは、昭和35年から始まって、今町長がお話されたような事が、もしも全町的に何故したら早めに、実は中身的にはこうなのだという事を、町報なり議会あたりに説明をして頂ければ、町の人間の物の考え方も変わってくるのではないかなという感じがします。同じ職場で働いている親子で、別々に生活している人、ここで極端に言ったら、大沼議員だってやはり親子で働いていて別れている。そういうのは、あなたお父さんに払わせるべきではないよ、息子に払わせるべきではないよ、1軒で一人やるったらいいんですよ。こういう事だって言える。

山田さんだって、僕同じだと思うのです。山田さんだって同じ商売やっている。そして親子別れて、そして子供さんだから、だいたい20万か20何万のやつを年間に払っていかなければならない。そういった事が、今町長が言われたように、やはり社会通念で出来ないという事であれば、何故もう少し早くそういった事を説明しなかったか、私はこれは大きな問題だと思うのです。

今これから厳しい沼田町の予算の中で、これらをどうするかによって相当なお金が出てくると思うのです。私正直言って、この議会議員さんの中でも同じにいて、そして別れました。それだって、一切子供さんは払っていないという人もおられるだろうと思うのです。ですけども、こういったことは農村の人方も良く知っていますよ、何故ああいった事をしているのですかという話から、私は町の人間は公営住宅の人方が、私にその話が出たのです。

私、初めはちょっと分からなかったのです。だけど、普通の人がぱっと聞いた場合に、ええっそんな事と言う人がいる。それはやはり、行政の町民に対する指導というか、これは絶対そういうものが無かったという事なのです。これは大きな問題だと私は思うのです。ですから、他の市町村の方も、かなり聞いて頂いて今後どうすべきか、これは慎重に私は考える必要がある。小さなものではなく、この税金はまとめた場合、かなり大きな数字になると思うのです。

ですから、おそらく沼田町で納めていないのは、何10戸くらいになるかな。だからそういったものは、そのままにして、申告制ですから私達はどうにもなりませんという物の考え方は、これは絶対町長間違いなのです。本当の法律はそうならないと思います。

やはり、決まった事は納税をなさいます。税金ですから。町民税と同じなのです。僕は税金だと思うのです。だからこういう、納めなかった場合は脱税というのです。

そういった事を真剣に私は取り組まなければならない。この関係の役場の担当課長さんは誰やっていますか。もしできたら、課長きちっと説明をして頂きたいと思うのですが、議長どうですか。風邪の引いた町長に無理をいっては申し訳無いので、この法律的に全部調べた、何10年前からこうなっているという事が、もし分かれば、私は通告の時に、1週間ほど前に出していますし、そんなもの調査もしていると思いますから、ちょっと課長、これは調べていませんという格好にはならないと思うのです。誰がこれを担当していますか、ちょっと議長どうですか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）何回もあれですが、法的には今、議員さんが言われるような規定はないという事は、先程から申し上げているとおりであります。ようするに、国民健康保険というのは、世帯を単位として課税を下さい。それだけの事です。その捉え方の問題ですから、その捉え方が議員さんが言うのと、私共が従来進めてきたのでは違があるだけの事なのです。

私共は、悪意を持って世帯分離をして安く納めようと思っている人がいるとすれば、これは適切な指導をしなければなりません。私は、今現在の中では、そういう方はいないだろうという判断です。今、何10戸とおっしゃいますけども、さっき申し上げましたように世帯の生計だとか、色々な税制上の問題だとか、色々なものを調査しなければ同一ではないとは言えないのです。世帯が分離だから別々だと言ったら、それは何10戸もありますよ。そうではなくて、先程言ったように、色々な要素を検討した結果、本当にこの世帯は独立して生計を営んでいる事が明らかな場合は別世帯です。

ですから、山田議員さんも、大沼議員さんも、自ら世帯を分離しているのです。それ以外の、農家の若い、最近結婚した人もおりますけども、そういう人達は、一時的であって、近い将来は親元に一緒に住もうという意志があるから、当面の間、世帯を別にして親も了解をしているのでしょうから。そういう事の実態をどこまで調べるかというのは、非常に難しい問題だと先程から言っている訳です。

今申し上げましたように、法的に確固たる、こういう用件、こうなった時には別世帯ですとか同一世帯ですという規定があるのなら簡単なのです。役場はそのとおり、行政を進めれば良いのですから。だけど、そういうものが無いという事は、さっき言ったように空知支庁も道の健康保険組合も、国民健康保険は住民の基本台帳を主とした世帯構成をひとつのものとして見ているという考え方ですから、従来と違うケースが出てきたという事で、私共としても担当の方で、十分そういう実態を調査しまして、今年度はおそらく間に合わないだろうと思いますが、明年に向けてどういう対応をするか、その場合に関係する住民の皆さん方にもよく、この国民健康保険制度の趣旨を理解して頂くように周知をし、早い時期に、どのようになるか

分かりませんが、本人の申し立てを取り直すか、あるいは職員が実態調査に入るか分かりませんが、その辺の方法をもう少し検討させて頂いて、議会の各委員会に報告をし、明年以降の進め方について協議をさせて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○11番（野 道夫議員）私、これで3回だと思うのでやめますけども、議長もうちょっと言わせて下さい。いいですか。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○11番（野 道夫議員）それでは町長、こういった議会の中で、こういう質問がありました。町報に大きく分かるようにひとつ説明をして、全町に1回配って頂きたいと思います。

○町長（西田篤正町長）そのために、議会広報があるのではないですか。

○11番（野 道夫議員）いや、議会広報は広報だけれども、町もやっぱりね、これは町のあれですから、我々はただそいつに対して質問しているのだろう、そして貴方がたがやるのが当たり前でないか。なんで、議会広報でやらなきゃならないのだ。いや、国保のあれは俺が質問したと、だけれども中身的には町長がこういった。ただそれだけなら、中々議会だよりなんか、こんなもの何も分からないから、できたら内容を効率的に分かるように私はしてあげてほしい感じがしている。

それで、止めますけども、早急に改善すべきというものについては、早急にやって頂きたい。こういった事については、早急に調査をし、調査をした結果を報告して頂きたいと思っています。これは、道なり支庁なりに対して色々調査すべきだと思いますけども、私は町長と言ったのと大分ずれているものですから、これなんとかひとつ、このずれをどのように私が理解できるか、私も真剣に調査して参りたいと思っていますけども、3回以上私も質問して申し訳ないのだけれども、これで終わらせて頂きますけども、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番、橋場議員。ホタル飼育の水源確保他について質問して下さい。

○12番議員（橋場 守議員）12番。ホタル飼育で、ホタルがいるという事で、沼田町の農産物もクリーンだという事で、ホタルが相当沼田町を引き上げているのだと思うのですけども、ところが管理しているのは、ほたる館の職員なのです。職員の苦勞をしている人に言わせたら、ホタル、ホタルと騒ぐけれども、俺達の苦勞を分かっているのかと、言っていました。

それで、水源を調べてみたのです。そうしたら、ある沢から水を引いてきているのですけども、沢の取水している量と、ホタルのせせらぎの所に入っている水の量というのは、莫大に違うのです。何故かと言ったら、水道管だったら途中で空気抜

きがあって、空気が入っても抜けていくようにしているからスムーズに水が流れて行くのだそうです。ところが、ホタルの取水する場所から吐き口まで、そういう施設がないですね。無いから、ちょっと水を出し過ぎたら空気が入るそうです。それで、止まってしまうので、吸い取り口と吐き口では、すごい量が違うのです。

それでは、水をどこから持って来ているかと言ったら、一番流末のある、鯉の飼われている池の水を、再度汲み上げて上の方で吐き出しているのです。そうすると、一旦使われた池の水ですから、これは酸素量が大幅少なくなると思うのです。ここに専門家がいるけれども、もう退職していませんが、前に支配人やっていた方も、一生懸命研究して、橋場さん実は、あのせせらぎには落差が無いので、滝などを作ってもらわないと、酸素不足なのですよと言っていました。ただ、沢から取ってきた水というのは、少ないから酸素量が減るのではないかなと思うのです。それで、できれば循環させている水を、もっと高い筒を上げて、ジャーッと落とすようにすると、それで酸素が大幅水中に取り入れられるのではないかなと思って、あの設備をまず直してあげる必要があるのではないかな。これは、ホタルの地域の人達に聞いてみてやってもらってはと思うのです。

それからもうひとつの沢は、本当に水が足りないのです。そこは大きな鱒を入れて、水中ポンプを入れてあるのです。その水中ポンプでブァーッと汲み上げたら、何分もしないうちに水が無くなってしまいます。そうすると、一定量溜まるまでその水は使えないのですよ、ですから循環の水と、もうひとつの沢から取ったわずかな水でやっているのです。

それで、最初に言った水取り場のダムを見て来たのですけれども、冬の間、堰を作っているものですから、春先の雪解け水でいっぱいになって、それを掻き出すのがほたる館の職員の仕事なのです。徳永はいて大変だということです。

私はひとつ、ホタル研究会の人達に聞いてもらって、春先は沢の水はいらないのです。ですから前もって、冬に雪が降る前に、木の止め板を外しておいて良いのではないかなと思うのです。そうすれば、土砂は流れていきますから、そうすればあの人達の仕事が減るだろうと、そのあたりを聞いてもらって、そうすれば職員に無理がかからないのです。それから、せっかく雪の事を一生懸命やっていますから、あの地域に雪山を何処かに作って、その下に池を掘って、その雪解け水で補給する事ができれば、景観も良いし、ただし、冷たい水が流れるとホタルは駄目らしいのでから、噴水をたくさん作って池の水温を上げてやること。

それから、もうひとつ水を取っている所に、昔から飲料水として取っていた大きな鱒があるのです。ここの水は、ちょっと溢れているのです。その水を、ホタル側の方に、まあ出口がちょっとしか出てこなくなりますけども、足し水をするともう少しホタルの最上流で出る水が多くなるのではないかなと、こんなふうに見て来た

のですけども、どういうふうにしたら良いでしょうか。

○議長（吉田好宏議長） 12番。もうひとつの、ボランティアに対する関係これもひとつお願いします。

○12番議員（橋場 守議員）はい、2番目ですね。財政困難な中で、町民に協力して頂けることは、うんと協力してもらおう。例えば、地域の小さな公園を地域の人で管理して下さいという事で、あちこちの町内会が、じゃあやりましょうという事でやり始めるのですね。例えば空き缶拾いなどは、事故が起きるという事はあまり無いのですが、公園の管理となると、草刈りをやりますから、そうすると刈り払い機を使います。それから去年はじめて、ホテル館に行く道路の並木をボランティアで保護したのです。これは梯子を使いますから、転落するという可能性があるのです。そういう重大事故が起きた時の保障というのは、どのようにしたら良いのか大変だなと思うのです。

ちょっと課長に聞きましたら、ボランティア保険だとかがあるのだそうですけども、沼小でPTAが除雪をやって大事故を起こした事がありますよね。ああいう事故があった時に、保障というのはどうしたら良いのか、私は例えば町内会に、この管理のために1年間幾らあげますから頼みますという事では労災は利かないのです。だけれども、今日は草刈りをやります。刈り払い機を使うという時には、それに出る人だけ、その日の雇用として町に申請してもらって、その人に給料をいくら払いますという事であれば、労災が適用になるのです。

ですから、そういう危険な作業についてだけ、労災保険をちゃんと前もって払っておいて、作業に携わる人を申請してもらって、賃金を払う。そしてそのあと、まあ町に寄付してもらおうというような格好であれば労災加入が可能だと思うのですが、そういう手立てをしておかないと、重大事故が起きた時に困るのではないかなと思うのですが如何ですか。

○議長（吉田好宏議長）はい、助役。

○助役（藤間 武助役）まず、ホテルの里の水源の確保について、私の方から答弁させていただきます。先だって建設課と私とほたる館とで、それぞれ取水施設等回ってきました。橋場議員おっしゃるとおり、茂の沢の水と、本陣の沢の水、両方使っている訳でありますけども、ホテル研究会、浅野先生がおられた時に、本陣の沢の水が良いという事で、あそこで5年ほどほたるの羽化に対して研究を、水を引きながらやっていた訳です。1番良い水質が、今入っている本陣の沢の水であります。

橋場議員おっしゃるように、春先の雪解け水で取水のダムが埋まってしまう。これは、ほたる館に管理を委託している訳であります。中々議員おっしゃるように人手でかなり時間を要する現状もあります。

ただ、しかしながら、あそこに何らかの工事をするとなると、涵養保安林の指定

を受けておりますから、中々それも出来ないという状況にあります。

2つ目の質問がありました、飲料水に使った水ですね、これは現在、40ミリのパイプで洗車用に現在使っておりまして、水源の方ではすでに溢れて、あの水については湧き水で、年から年中枯れない状況だそうです。それらを取り込む事は簡単なのです。仕切り弁を付けて、洗車用或いはホテルの里に入れる方、それぞれ弁を開けば入る訳ですから、これは建設課とほたる館とも協議させて頂いて、容易だということで帰ってまいりました。

ただ、水質については、それをホテルの里に取り込んで良いのかどうか、これについては、ホテル研究会とも相談をしながら、その水が使えるかどうか確認をしていかなければならないと思っております。橋場議員おっしゃるように、エア抜き弁が無いのが確かなのです。仕切り弁で水の調整をしながら、取り口は75ミリで入っていますし、ホテルの里には50ミリで入っているのです。何故、その差があるかということ、75ミリで全部入れてしまいますと、先程橋場議員おっしゃったようにエアが噛んでしまって、後が大変だという事で、径を細くして取り込んでいるという状況であります。

工事の量、或いは雪解け水という話もありましたけれども、現在50ミリのパイプで入っているのが時間当たり5トンから10トンの水が流入されていると想定されます。これに対応すべく、雪を積んだとすると、1万トンから2万トンの雪を積まなければならない状況になります。その雪を溶かして加温し、ほたるに影響のない水温まで上げて水路に入れるとすると、とてつもない温水貯め池が必要となってくるので、これはやはり無理だろうという事で、今やっている管理の方法が一番良いと考えておりますけれども、ただ、エア抜きですとか、水路のエアが足りないのであれば、どう取り込んでいくか、これらもほたる館或いはホテル研究会とも協議しながら、対応して行きたいと思ひますし、どうしてもほたる館で手におえないという事であれば、町の方に連絡頂いて、公園管理やなんなりで、水源確保又は土砂の埋まった部分とかの除去に努めて参りたいと考えておりますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問の、ボランティア活動等に関する保障でありますけれども、もう既にご承知かと思ひますが、町が入っているのは全国町村会の総括賠償保障保険の加入をしている訳ですが、この中の1型から4型までありまして、比較的高い方の3型に入っております。ご心配の件でありますけれども、賠償責任の金額につきましては、1名、1億5千万までとなっております。1事故15億円までという大きな金額の保障がありますので、ある程度そうした意味での保障というのは可能かなと思ひている所であります。まあ、部分的に労災の適用を図ることも良い

のかもしれませんが、監督署もそういう面では非常にうるさい指導をしてまいりますので、当面私共としては、事故のないように注意をして頂くことと、この全国町村会の総合保険に入る、それから、社会福祉協議会は、社会福祉協議会がやっておりますボランティア活動保険、そのようなもので対応させて頂きたい。

それから昨年の秋にやりました、幌新に向けての並木の雪囲いにつきましては、保険自体は今のボランティア保険を土木現業所が掛けて対応して頂いた。ですから、今の町村でやっている総合保険も、遜色がない保険でありますから当面はそれで対応させて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 12番。

○12番議員（橋場 守議員） 一再ー ほたるの水なのですが、さっき言ったように、雪降る前に柵を取ることが可能かどうか。

○助役（藤間 武助役） これは可能でして、既にほたる館側ではやっているようです。落とし蓋式になっていますので、当然大雨降った時とか、雪解け水で埋めるのですね。ですから、雪降り前に外して置いているという状況だそうです。

○12番議員（橋場 守議員） そういう指導がなかったものだから、ほたる館の職員は頑なに、きちっとやっていたので泥を流さないでいたようですね。

○議長（吉田好宏議長） 次の質問よろしいですか。

○12番議員（橋場 守議員） 次にですね、介護保険の改悪法が今、審議されているのです。衆議院で強行採決されまして、今参議院に回されているのですけれども、本当は19日で国会の定例議会が終われば、これは廃案になってしまったのですけれども、55日延期されたということで郵政法案と同じように採択される可能性が強くなってきたのです。

私は、ここに書いてあるような事が、今度の改悪案の中に盛り込まれているという事で、これが決められた時に、沼田町の住民の方達にはどんな影響があるのか、まずお聞かせ頂きたいと思います。

それから、2番目の「介護予防の重視」というのは、例えば今、家事や何かで、ヘルパーさんが行っている事は、これはかえって軽度の人達を重症化するのだという事で、これを介護保険から外してしまうという、介護の中から外してしまうという事が計画されているのですけれども、実際全国を調査した関係では、家事を手伝いに来て、それをやってもらうだけではなくて、独居老人というのは物を喋る時間が無いのです。誰とも接触しないということで、そこに人が来て家事をやってくれる。それで、生きがいを感じて快方に向かっていると言うのです。

ところが、パワーアップ・リハビリの方にやったら、無理な事もあって、嫌いな人は来ないそうです。結局は、逆効果になっているというのが調査で分かっているのです。それと今、例えば沼田町では、要介護にならない人を、ヘルパーさん

を派遣してやっていますよね、それがまた今度、要介護１のまで保険から外されてしまったら、その人達の所へ町独自で派遣してやらないと、駄目になるような事になって、町も将来金がかかる状況になるのではないかと思います。

それから、保険料・利用料については、国民健康保険なんかは全部応納主義ですね、ですから比率。定率ではないのです。その収入に対して何％という事ですから、こういう方向にやはり変えていく必要があるのではないかと。

それから４番目に、国の負担が今２５％なのですが、これはやはりもっと３０％に上げろという要求を町長として国にしてく気があるか、町村会や何かで論陣を張る意志があるかどうかお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）介護保険の関係で、１番目の施設に入っている方が、居住費或いは食費を取られるという事で、低所得者の人は利用できなくなるというお話でありますけれども、私共の今得ている資料では、そういうような不測の事態を考えて補足給付といいますか、特定入居者の介護サービス費の支給という事で、水準を下回る人がいた場合については、他の方から支援をしながら入所されている方に迷惑をかけないように図りたいという事が、それぞれ見直しの中の、国から来ておりまして、しかも１割負担のあれを見ますと、現行の１割負担とそう変わりが無い状況で推移するようになっておりますので、議員さん心配されるような事態というのは、この状況の中では起きてこないと思っているところであります。

それから、パワーリハビリにつきましては、これは医療ですとか、介護だとか両方の分野、それぞれありますが、それはそれなりに私共が実施している事業も効果があるという事でありますので、これは医療であろうが介護であろうが、引き続き事業として展開をさせて頂きたいと思いますが、その介護サービスの件についてもですね、厚生労働省の衆議院の労働委員会の質疑の中で、家事援助についての新予防給付では、相当サービスが低下するという質問に対して、そういうものはケアマネージメントによる適切な判断に基づいて提供されれば、家事の援助についても具体的には認められるのですよという事でありますので、これらは実際に法律が動いてどういう状況で賄われるか、それを見ながらまた町村会でも対応していかなければならないし、私共も状況を見て不都合があるのであれば、発言をしていかなければならないと思っております。

それから保険料の応納主義と、定率の関係ですけれども、これは赤旗を読みますと、参議院労働委員会、小池議員さんが質問されているのでありますが、確かに低所得者の場合は、橋場議員がおっしゃるように定率の方が安いのです。これは厚生労働省も認めているようであります。しかしながら、介護保険全体の必要な金を算定した時に、どういう判定の基準でやったかという事なのです。これを定率にするとす



れば、必要な財源を確保する為にまた新たに財源を求めなければならないと思うのです。その場合にどのように変わるかという事がありますけども、確かに理想としては低所得者の皆さん方が軽減された状況の中で、定率で納めて済むのであれば、そういう事も考えていくべきだなと私は思っておりますけども、これも推移を見させて頂きたい。

それから4番目の、国の負担が25%と言いましたけども実際には20%ですね現在。これは、もう町村会挙げて国庫補助をようするに、国民健康保険と同じように、財政調整交付金をどんどん下げようとしているのです。ですから、それを下げないで、むしろこの介護保険制度全体を市町村単位ではなく、最低でも都道府県単位にしろと、住んでいる市町村によって保険料が違ふということ自体がおかしいというのが、町村会が厚生労働省に申し上げている根拠になっておりますので、私共はもう少し利用のしやすい方法と、今おっしゃった保険料の問題、それから国庫補助をもう少し増やせば、保険料も下がる訳ですから、それらを絡めた介護保険制度全般の抜本的な改正、国の負担をもう少し多くしてほしいという要請を、町村会通じて懸命にやらして頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）12番。

○12番議員（橋場 守議員）決まった後で、相当具体的な事がわかってくるので、またその時点で議論することにして、次の問題に入りたいと思います。よろしいですか。

○議長（吉田好宏議長）税金問題について質問して下さい。

○12番議員（橋場 守議員）それでは、3月議会で私が質問した定率減税について、あの時点ではまだ廃止決定していなかったのです。ところが、町長はこれから状況をみてという話だったので、実際にはあの時点ではまだ、法律としては決まっていなかったけれど、今は決まってしまいました。しかしまだ、今年度分に課税される分は、20%が10%になり、15%が7.5%に下がってしまうのです。今年は20%、それから15%減税されています。ですから、半分引き上げられてしまうのです。でも、半分残っていますから、これは他の大企業に対する法人税などの引下げがそのままになっているので、税金そのものは本来応納主義が必要で、力のあるものから納めてもらう。それから、大企業は責任を果たしてもらうというような立場から廃止をやめて、元に戻せという運動をひとつ町村会としてもやって頂きたい、町長としても声を大きくしてやって頂きたいと思っております。

実は私らの、冬の講習を始めた時点では、納税の最高限度額が70から50に下がった時期があるのです。その時に、本当に大事なことはその時点では、貯金の利子や株の配当利子などが、総合課税でも良いし、分離課税でも良かったのです。その時、貯金の利子というのは分離課税にすると30%だったのです。

ところが、所得税でやると最高額が70%なり50%なのです。ですから、所得の多い人、利子の多い人は、貯金利子は分離課税だったのです。そしたら50%取られても30%で済んだのです。

ところが、収入の少ない人は、貯金の利子を所得に入れて総合課税でやると、これは利子の分にも税金かからない場合があります。それが、その時点に分離課税を30%から20%下げたのです。そして、総合課税は出来なくなって、私今年この間、郵便局の貯金通帳見ましたら利子が12円ついていました。税金2円引かれています。それは、分離課税が30から20に下げられる前は、こんな事にならなかったのです。こういう不公平な事がたくさんあるのです。これを改善してやれば、定率減税はちゃんともてるのです。そういう立場から是非、きちっと国に要求してほしいと思います。本当に腹が立ちますよね。

それから、消費税の引き上げについてですけれども、残念ながら民主党も、昨日か今日の赤旗新聞に出ていたのですが、介護目的税として消費税を8%にしろと言っているのです。

ところが、2000何十年だかまで計算すると、消費税は105億円余分に徴収されるのだそうです。ところがその間、民主党の政策を見て、その同じ期間に、介護保険の方に使われるお金はいくらか計算したら3億円だそうです。102億円は何処にいつてしまうのですかね。こんなでたらめな事に消費税を上げられたらたまったものではないです。しかも、消費税というのは生活保護を受けている人にも税金が掛かる制度です。こういうものを絶対上げてはならないので、是非ともこれは反対してほしいのですけれども、交付税の減額についても地方六団体が去年も相当きつい事、もしも国が我々の要求をあまりにも桁外れたような事をするのであれば、地域からの倒幕ですね、そういう運動を起こそうではないかと六団体の事務局からの通達が流れたような、こういう事でもって、一応17・18年度は交付税は減らさないという事で決まったのです。

ところが、経済財政審議会というのがありまして、これは総理大臣が議長で、それに主要な大臣がいて、それに民間人がいて、その中には奥田さんとか、牛尾電気会長とか、こういう財界の人達が入っています。大学の教授でも、ようするに竹中さんのような考え方の大学教授が入っています。この中で、本間という大学教授とトヨタ自動車の会長の奥田さんが、17年は仕方ないけれど、18年の交付税はもっと下げろと要求したいのです。それについて、麻生大臣が冗談じゃあない、そんな事は出来ないと言って抵抗したお陰でなんとか18年は守れたらしいです。

ですから、交付税を下げさせないためにも是非、国に対してきつい要求をしていく必要があると思うので町長、ひとつそういう考え方でお願いできるでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）定率減税の関係につきましては、私もサラリーマンと同じで給料を頂いている訳ですから、実際に役場の職員を含めて今の地方公務員の、給料減額の問題などが出ておりますから、そうした意味からもこの定率減税というのは非常に生活に大きな影響を与えるだろう。私個人的には、この定率減税を廃止する事が、景気を後退させる事にならないだろうかと心配しています。

私共のところはまだ、そういう状況ではないですが、都市は踊り場から上に上がったと言われています。それにブレーキをかける要素、前の橋本内閣と同じような現象がまた、出はしないかという心配をしているのですが、個人的にはそういう危険を持っていますので、また、色々な会合の中で、そういう話がありましたらまた、対応をさせて頂きたいと思います。

消費税の話で、介護目的の民主党の紹介もありましたけれども、私は国の財政の状況からいくと、消費税を上げなければ日本の国の財政はもたないという事ですから、上げざるを得ないのだろうと思うのです。上げなくて済むのであれば、それは上げなくて良いのです。だけど、上げざるを得ないだろう。ただ、その時に一番肝心の社会保障費ですね、年金だとか、医療だとかをきちっと保障してあげないと、日本の経済が好転しないだろう。年金だって、私共の職員の例からあげると、年金の額はどんどん減らされていますし、退職金もどんどん減らされている。私共が、35年過ぎに役場に入った時には、当時はまだ恩給と言われている時代でしたから、公務員になれば将来に生活の不安がないという事で入った。そういう経過があるそうです。今ではそれが無くなる寸前ですけども、そういう状況になるという事が1番大変な事だということ。これは民間の人も同じだと思いますので、そうした意味から、そういうものがきちっと各党間で国民との話し合いの中で、納得いく状況でやられるのであれば、これはやむを得ないだろうと思っております。

交付税の減額については、これは議長さんも行ってらっしゃいますけども、全く反対というよりも、またこれを引き下げるという事になりますと、前年と同じような暴動がまた起きるだろうと思います。暴動と言っていたから、あえて言いますが、それほど地方六団体は結束して、自らの身を削りながらも交付税を確保するという覚悟であおりますので、そういう情報がまた入り次第そういう動きが出てくるだろうと思いますから、徹底してそれには対抗していかなければならないと思っております。

○議長（吉田好宏議長）12番。

○12番議員（橋場 守議員）一再ー 消費税の問題だけど町長、国の財政が持たないのであれば仕方ない。それはそうなのですが、もたないようにしているだけなのです。実際には、今までの消費税の収入になった分を計算したものと、大企業に

まけてやった法人税それらの税金、減税した分と大体同額だということです。大体、消費税始まってから、我々の福祉何かひとつでも良くなったものはないでしょう。全部悪くなっています。だから、完全にまやかしののです。ですから、私は国の取るべき所からきちっと取っていないで、そして国の財政がやっていけないからといって一番貧乏人に負担のかかる消費税を上げる事は正しくないと思うのです。

ですから、そういうものであれば、町長はそうではないように思っているから仕方ないですが、もしそういうものであれば、これはやはり反対だと思わないですか。

いや、いいです次移ります。

○議長（吉田好宏議長）はい、次に平和問題質問して下さい。

○12番議員（橋場 守議員）いよいよ今年、戦後60年の節目の年を迎えます。それでですね、原爆投下されてからも、一応60周年になるのです。

一番先にまず、平和の問題というのは、自衛隊を必要とか反対とか言う事ではないのです。自衛隊を持たなければ、日本が攻められたら困ると、専守防衛でありますけども、ただその人達は決して日本が戦争をやる国になる事を望んでいる訳ではないのです。その中には、戦争をやらなければ駄目だと、外国に行って軍隊を使えるようにせよという人達もいますけども、全部が全部そうではなくて、やはり自衛隊は必要なのだという人も含めて、平和の問題は考える必要があると思うのです。

そこで、沼田町ではまだ、非核宣言もやっていませんし、自衛隊がいるという事で中々、そっちの方に申し訳無いというか、そういう引け目があって、平和の問題は取り組めないと思うのですけれども、終戦60年の記念というのはそれとは別な問題で、何か一つ平和の事業をやる気持ちはないかどうかお聞きしたい。

それから、弾薬庫勤務の自衛隊員が今度イラクに行ったのですが、サマワであっても劣化ウラン弾の汚染がすごくあるらしいのです。それで、民間テレビでたまにやっていますけども、アメリカの兵士が帰ってきて、体の変調が間違い無くあるということです。日本のどこかの大学教授がわざわざ現地に行って、バグダッドの方に行ったら、その兵隊のいる所の土を掘れば、劣化ウラン弾が土に刺さっているのだそうです。それで兵士に、これは危険だと思わないか聞くと、何も知らされていないらしいのです。帰ってから、アメリカの政府に対して要求するけれども、それは因果関係が無いと否定されて大変な状況になっているらしいのです。

サマワに行ってもこれは大変だそうです、私ちょっと聞き漏らしたのですが、劣化ウラン弾の放射能が消えるのは50億年という、地球の歴史と同じくらいなのだそうです。そこへ沼田町の自衛隊の人がイラクへ行った。その人がもし、汚染して帰ってきたら激励して送り出した人の責任はどうなるのだろうと、実に心配になるのですが、町長これについてはどんなふうに考えているかお聞かせ頂きたい。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）激励して出したという事ではなくて、私共はむしろ参加した皆さん方と共に、無事に帰ってきてほしいという気持ちで激励会という名前でしたが壮行会を開いたのです。

実態は私共としても、新聞で見る限りしか分かりませんので、サマワの状態はどんな状態かというのはわかりませんが、国が調査隊まで出して調べて安全だと言っている訳ですから、それを私共は国民の一人として信じるよりやむを得ないのかなと思っております。まあ何かありましたらまた、国民世論がぐっと盛り上がって、早期の撤退という事もあるだろうと思いますが、現状で私共があえてどうのこうのという事ではなく、無事とにかく帰ってきてもらう。そういう事を願っています。

それから1点目の、終戦60年ですけども、そうした意味では、世界で唯一の被爆国だという日本の立場を、核の無い平和な世界を願っている訳でありますから、おっしゃられるようにお寺の鐘をつくかどうかは抜きにしまして、何らかの形で町民の皆さんに、8月の6日と9日と両方ありますので、私もどういうふうにしたら良いか、ちょっと事務方の方で検討させて頂いて、何らかの意思表示をするような形に住民の皆さんの協力も得て、まあ集まるとかそんな事ではなくて、それぞれの自宅でできる何かがあれば、そういうものに対応させて頂きたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか、それではここで暫時休憩を致します。

休憩 14時00分

---

再会 14時11分

○議長（吉田好宏議長）再会致します。7番、上野議員、母子家庭について、質問してください。

○7番（上野敏夫議員）はい、7番、上野です。厳しい不況が続いている現在、シングルマザーの人達の家計をも直撃していると思います。また、国内の出生率が1.28代になり、沼田町でも少子化が続いており、将来を担う子供達をどう育てていくか、沼田町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）大卒の質問で非常に答えが難しいのでありますけれども、母子家庭と言いますか、シングルマザー、大変困っていらっしゃるということは、私共も理解をさせていただいていますが、現在の不況状況からいくと沼田の場合は、決してシングルマザー、要するに母子家庭の方だけが苦しいのではなくて、あらゆる世帯の人達が非常に苦しんでいるのではないかと。商工業の皆さんももちろんそう

ですけれども、農家の皆さん方も非常に苦しい生活を強いられているというふうに私共、理解をさせていただいているところではありますが、いずれにしても今のご指摘の子供が少ないということに対しては、国もあらゆる施策をやって効果を上げようとしているわけでありましてけれども、各国のいろいろな施策から見ますと、先進国の成功した例なんかを新聞でときたま見ますけれども、そういう例から見ますと非常にまだ日本が遅れているのかなという感じが致します。

ただ、それでは地方の自治体がそれを上回るような、と言いますか、その支援策というかそういうものを実施するということは、今の環境ではなかなか難しくなってきたのかなと、1つには前々から言っておりますように、お年寄りの敬老年金なんかを例に挙げてお話しておりますが、そういうものをやりますと交付税で余っている金なのだからあげませんよと、即座にやってまいりますから、そうした独自の政策というものも非常に厳しくなっているのかなと。

そうした中で、私共としては、やはり出来る限りのものをしていかなければならないということで、前々からお答えをしておりますけれども、例えば、保育料の国庫負担で徴収される分の減額をはかって、去年の場合で約340万の町単独の負担、あるいは、季節保育所の運営補助金に対しまして約500万の支援、それから乳幼児医療費の助成、これらについても今年度で89万ですから約100万の予算の計上をさせていただいている。その他に法人であります沼田保育園に一時保育だとか子供の支援センターというような格好で新たに支援をしたり、様々な形でやっておりますし、特に今年は「はばたけ沼田っ子」という事業の中で約200万以上のお金を出して、子供達の成長を願った支援をしていこうということではありますが、母子家庭に限って言えば、そうした意味で非常に苦しいとは言いながら、今、例えば、税制上でも非常に優遇措置がありますし、児童扶養手当ですとか、医療費の助成ですとか、様々な形で支援がありまして、生活保護法上で言う最低の基準、これらを一定の職さえ持てば、ある程度それをオーバーすることができる。

例えば、学校の場合ですと奨学奨励制度がありまして、給食費だとか、そういうものについての全額支援とかそういう制度もありますので、町としては出来る限りの支援をしながら子供達の支援をしていこう、そんなふうに思っているところではありますが、将来を担う子供達をどう育てていくかという観点からいくと、私は逆に行政だけでなく地域のお父さん、お母さん、あるいは地域社会、これら全般がもう少し連携を取って、子供を育てるという意味での努力をしなくてはならない。

ささやかな運動ではありますけれども、お聞きしますと教育委員会では「あいさつ運動」というのを小、中、高を通じてやっているようではありますが、私も出勤の途中、お会いする子供の約90%以上の子供は、おはようございますと挨拶をしていただけます。挨拶をしていただけますから、私も最近は自分から声を出して挨拶

をするようにしているのですが、そうした地域上げてそういう物事に取り組むことによって、子供達というのは健全に育っていくのだろうとそんなふうに思っておりますから、金銭的な支援ばかりではなくて、地域が連携しながら子供の健全育成のためにどうしたら何が出来るかという、この辺も教育委員会ともよく連携を取りながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、7番。

○7番（上野敏夫議員）例ですけれども、近くの滝川市では「滝川っ子チケット」というのを配布いたしまして、子育てを手伝ってもらえる人が少ない核家族等、少子化の時代に支援事業を行っています。沼田町でも「沼田子育て宣言」をして、子供を生み育てることが、喜び又幸せに繋がるような仕組みにさせていただきたいと思います。

また、介護の社会よりも重要になってきているような気がしております。子育てに対してお金が掛かりすぎるのが、少子化の一番の問題であり、特に沼田町の母子家庭の人達にいきいきと豊かに暮らせるよう、お金のことはちょっと言えませんが、社会環境を守っていく必要があると思います。

また、先程、町長が言われたように「はばたけ沼田っ子支援事業」の中身も聞いておりますけれども、その予算を母子家庭にも使っていただき、安心して沼田で生活できるような環境づくりをしていただき、更に母性の保護も当然重要であるので、家庭にやさしい環境を沼田町がより早くつくり、女性を軽視するような環境を改めて、すぐに母子家庭にもやさしい沼田っ子支援をしていただきたいと思います。

また、町長が言われたように地域の人方と育てるのは理解できますので、是非、そのようにいろんな例もありますので、沼田町の子供を、母子家庭をいかに住みやすいような環境にするかということを考えていただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）現在でも私の記憶では、学習センターでそういう子供達が集まって自発的にそういう子供達の支援をしてきているグループ活動というのがあるように聞いたような気がいたします。私共は4件の「はばたけ沼田っ子事業」の中でもう一步突っ込んでくれるとこの事業が一番良かったのかなという事業があったのであります、実は、小学校に支援する以上に良い事業があったのですが、これは上野議員がおっしゃるように母子家庭の、シングルマザーと言った方が良いでしょう。母子家庭の皆さん方が子供達の育成のためにそういうなにか活動の場所にこういうボランティアを活用して生涯学習センターでこういう事業をやりたいという、そういうものがあれば私共としてもそういう支援をしていきたいというふうに思いますし、是非、地域あげてそういうものが実施できるような環境づくりを教育委員会、社会教育の生涯教育の分野だと思っておりますので、是非検討をしていただ

いて、明年に向けて保健師なんかとも連携しながらそういうものを作り上げていく、そのことが沼田に住んでいただける大きな要因にもなると思いますので、十分検討させていただきたいというふうに思います。

最近、ちょっと外れますけれども、旭寿園、和風園の介護職員と言いますか、若い女子職員が非常に退職が早いのです。補充を掛けて募集をするのですけれども、ほとんど応募がないのです。もし可能であれば、そういうところに今おっしゃったシングルマザーと言いますか、そういう方達を是非町外から迎えて、いきなり正規の職員ということにならないと思いますけれども、臨時の職員だとしても一定の補償はある程度やっておりますから、そういうところで働いていただく、そのことによって沼田の職場の状況も良くなるのかなとそんな感じもありますので、是非またご支援とご協力をいただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。次に１０番、中村議員。農産加工場問題について、質問してください。

○１０番（中村保夫議員）１０番、中村でございます。質問に入ります前に私共、今回からクールビズということで、非常に楽な格好で質問させてもらっております。町長は風邪を引いているそうなので、上着を脱げなさそうですねけれども、ほかの課長、あるいは教育長、背広脱いで楽な気持ちでお付き合いをいただきたいというふうに思います。

それでは、本題に入らせていただきますけれども、加工場の収支自体が良くなってきているということを決算で見させていただきました。非常に喜んでるところでございますけれども、全体から言うと売り上げを落として、経費を落として、いわゆる縮小均衡に向かっているのではないかなというふうな感想を持っております。均衡が取れば良いではないかというのも一つありますけれども、やはり、沼田の商材の発信として、やはり、売り上げも伸びていただきたいというふうに思っております。

それはいろんな権利だとか、ＩＳＯだとか、そういったものを取得しなかったことも原因とは思いますが、やはり、商品開発力がないというのも僕は大きな原因だというふうに思っております。最近になりまして、トマトジュースの糖度のならないものをトマトソースを作って販売していくのだというような話もチラッと聞こえてはおりますけれども、現実には新しいもの、なにかを作ろうという気持ちがないというのが現状のように見えます。

そこで、町民自らにレシピを持ち込んでいただいて、それを委託製造して、それを町民が自らの責任で販売する。これはかつて、カバノアナタケ茶かなんかを委託製造したときにそういったようなパターンがきつとあったと思うのですけれども、これを制度化して、誰でもそういったことにチャレンジできるというような形の農



産加工場にもっていけないだろうかというふうに思っております。

本来、こういった農産加工というようなものは、民業として利益追求のためにやるべきなのですが、最初の初期投資というのが非常に掛かるものですから、これならば年間20万缶でも10万缶でもいいぞというところになかなか行きつけないのです。最初の千缶を取り組むことがなかなか出来ないでいるのが現状だと思うのです。

ここは、町の農産加工場に一肌脱いでいただいて、そういった農村女性あるいは町民の方々のチャレンジ精神を誘発すると申しますか醸成すると申しますか、そういったものを取れないかというようなことでご質問させていただきます。それによって農産加工場の商品開発力、こういうふうにしたら売れるのか、こうやったらもっと効率が良いのか、そういったことが醸成されるのではないかと思いますので質問を致します。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）お話のように現在もカバノアナタケは委託製造をしております。これは一定の機械の使用料ですとか、私共の工場がまったく赤字になるということではなくて、ある程度の収益に結びつくような料金をセット致しまして、やっているわけではありますが、そうした意味であれば、例えば農村の若い方達がそういうものを作って利用するということは可能だろうというふうに思いますし、現実には農村の女性が作っております味噌が、雪中味噌で統一して出しているようですが、これらについての製造は、加工場もやっておりますから、当然そういう製造についても関わることはできますし、ただ、その場合に一定の使用料と言いますか、そういうものは頂くことになるだろう、まったく無料ということにはならない。それさえご理解いただければどんどん利用していただいても結構でないかなというふうに思っているところであります。

お話のように今の加工場で出来るもので町民の皆さんがこういうものを作ったらどうですかというようなアイデアがあれば、そういうものを基にしてやることも良いと思いますので、町報かおしらせ版を通じてそういうアイデアを募集等もやるようなことも検討をしてみたいというふうに思います。

しかしながら、すべてのものが出来るという状況ではなくて、今も1つの製品にジャガイモのプリンを作ろうとしているのですが、これらもやるとすれば、今の工場では出来ませんので、新たに加工をする場所を作らなければだめだというような指導があるそうでありまして、そうした意味からいくと、どこまで投資が出来て、どこまで将来的な収益の見込みがあるかということも大きな要因だろうというふうに思います。今、雪絡みで雪室と言いますか、倉庫を作ろうという構想も検討しておりますけれども、そうした意味で温泉が雪中ジャガうどんを出したということ、

これが非常に評判が良くて、そういうものに繋がるとすれば、加工場がそういうものの貯蔵をしながら、そこで一定の収益を上げることの出来る方法も検討していかなければならないというふうに思っておりますので、様々な形で農産加工場を活用していきたい、そんなふうに思っているところであります。

特に今、農業振興課で9月の補正までに間に合うようにと検討させておりますのは、鹿肉の処理をどうやってやるかということでもありますけれども、これも今申し上げましたように処理をして加工を請け負うとすれば、工場の内部を改造しなければ出来ない。そのようなこともありますので、今の財政状況の中でもありますので、慎重に検討しながら今後の農産加工場の在り方等についても最大限の努力をさせていただきたいというふうに思っているところであります。

そうした意味で決して商品開発能力がゼロだということではないのかなというふうに思っておりますが、いろんなアイデアを頂きながらご支援を頂いて進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○10番（中村保夫議員）ゼロとは書いていないです。私はあの沼田のトマトジュースの味というのは、すごく良いと思っていますのです。あの味をあれだけ維持できるというのは、相当な舌を持った職員さんあるいは技術力があるのだろうなと思っていますのです。ただ、今の30代の人達はこれ位の価格のこんな商材が欲しがっているだとか、そういうリサーチ力がきつとないのですね。舌と能力は非常に良いものを持っているのだけれども、なかなかそうならないというのが本当のところではないかなというふうに思っております。

この前、この質問をするにあたって、沢田副工場長のところに行ってきたして、今の操業状態はどうなのと言いますと、年間ほとんどフル操業なのだけれども、2月だけが休んでいるのだと、それから、土曜日曜は大概休んでいるのだと、あとの週5日間はだいたいフル操業している状況なのだという形であります。考えてみれば、我々農家なり町民なりかが、例えば、鹿の肉でも良いですし、アスパラとジャガイモを煮込んだスープでも良いですし、そういったものを試作あるいは千缶、2千缶を作るときに土日で良いと思うのです。衛生管理責任者さえ、そこにいてくれれば、手間賃が収入みたいなのところがありますから、そういった人達に加工をつぶさにやっていただくというふうな形でやれないものかなというふうに思っております。

なぜ、そこにこだわるかと言いますと、今、活性化センターの方で小さな工場があったり、農協の施設である程度の加工が出来たりするのですけれども、保健所の製造許可が下りないのです。許可が下りるとすれば、沼田町農産加工場という1行を書き加えないとあとは自前で工場を建てるしか方法がないというのが実情であり

まして、しばらくの間、北竜町の施設も利用させていただいていたそうなのですが、最近では沼田の人があんまり来てもらおうと修理に金が掛かるのは、北竜町の負担になるのだから、あまり来ないでくださいという話もあって、それなら沼田で作ればいいじゃないかと言いましても、さすがに2億、3億、5億みたいな話の農産加工場を町民のために作ってくれと言いましても、なかなかそれも、実は3年前から言っているのですけれども、なかなか具現化するようなものではない。だとすれば、今の施設を時間的にいかに有効に使って、優秀な職員さんの舌と技術と勘とそういったもの、それと商魂たくましいお母さん方のレシピとそういったものをなんとか結合させられないかなというふうに思っております。

町長の先程の答弁で私は半分以上満足しているのですけれども、もう一步踏み込んでそういったものを作り上げていただきたいと、将来的には雪プロジェクトの関係での加工場、昼前の議員協議会でもらったペーパーにも加工していくのだというようなことも説明がありましたけれども、ただあれもなかなか具現化するものではない。だとすれば、今やれることからやっていくべきだと思うので、力を入れてやっていただきたいというふうに思いますし、もう1点なのですけれども、記録を見ますと3か4年前に先輩の杉本議員が質問をしておってようなのですけれども、ここにもちょっと書いてありますけれども、やはり物を売っていこうと思うときに、今は認証番号だとか、規格だとかそういったもの、HACCPだとかISOの14001、あるいは9000シリーズ、あるいは22000シリーズ、そういったものを沼田町として取っておかないとどっちにしても負けるだろうと、沼田の老朽工場で作ったものでございますという説明しかできないようなものではきっと困ると思うのです。聞くとところによると大阪の方からこういう食材を作ってほしい、あるいは、こういう商品を作ってほしいというようなオーダーも来ているようですけれども、なかなかこの工場でそのリクエストを満たすことが出来ないのだというふうに現場の者が嘆いておりましたけれども、やはり一時的にお金は掛かります、HACCPを取るにしてもISO14001を取るにしてもお金は掛かるのですけれども、それは5年後6年後10年掛かって回収出来る、売り上げが伸びれば回収出来ますから、そういったものでもあります。そういったものにも是非取り組んでいただきたいというふうに思います。答弁をお願いします。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）お話の農産物の加工につきましては、前段でも申し上げましたように製造を私共に任すということであれば、一定の必要な経費をいただいて責任ある販売者がいて、そういうものであれば加工場を利用することはやぶさかでないと思うのです。ただ、議員がおっしゃるようにトマトジュースの生産する時が一番繁忙期ですから、その時期に重なるような時期になるとこれは難しいでしょう

けれども、それ以外ですとほとんどそういう状況で対応は出来るかというふうに思いますので、その辺はそういうグループを代表する方と農業振興課とよく打合せをしていただいて是非とも利用する方向で検討いただければというふうに思います。そのことの中から私共の工場として、商売になる商品が生まれないと限りませんので、そういうことを是非、お互いに進めることが良いのではないかとそんなふうに思っておりますから、よろしくお願い致します。

認証につきましては、今ご案内のように杉本副議長から前に質問がありました。私共としては、雪山センターがもう少し早く展開する予定でしたので、それに伴う製造過程の加工場も整備をしなければならない、その時に一気にというような考え方もあったわけではありますが、現状の加工場でどういう状況になるか、また改めて担当課の方で検討させて、可能であれば早急にそういう手続きを進める努力をしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。次、5番、津川議員。観光の町内外へのPRについて、質問してください。

○5番（津川 均議員）5番、津川です。標題では観光の町内外へのPRというふうになっていますけれども、通告書を見ていただいておりますとおり、中身については観光だけでなく、沼田町あるいは農協を含めて取り組んでいる中身についてのPRについてということなので、ご理解を先ずいただきたいというふうに思っております。

本町は、本当にいろんなことに手がけておりまして、夜高あんどん祭を始めとして、ほたる祭だとか明日萌観光、化石、雪の研究、ほたる館の経営、それから今お話がありました農産加工場、こういったふうに他の町にはない位、本当に多くのことに取り組んでおります。

しかし、残念ながら、せいぜい夜高あんどん祭位であとについては、盛り上がりには欠けると言いますか、そんなに全道的に有名になっているものがない。もう一つ盛り上がりは欠ける、そんな感じが致しております、それぞれの取り組みの中で、今も加工場の関係については中村議員からお話がありましたように、もう少し工夫をしながら中身をつめる必要があるのだらうというふうに思っておりますけれども、もう一つそれぞれの検討は必要なのですが、それ以外にPRの仕方、これももう少し力を入れてやるべきではないかというふうに私は考えます。

これだけ多くの取り組みをしていてそれぞれの連携がないような気がする。化石に來た人にお祭のPRをもっと積極的にやるとか、ほたる館に泊まってもらった人にそういったイベントの案内だとか参加だとか、そういったものをもっと積極的に呼びかけるだとか、いろんな方法があると思うのですけれども、そういった取り組みについて、まず町長はどういうふうにお考えになっているのか。いまのPRの仕

方でいいのか。もっともっとアピール出来るところが私はあるように思うのですけれども、まず町長の考え方をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）PR方法、いろんなイベントもひっくるめてというお話ありますけれども、私自身は、さっきも公式のホームページをちょっと必要な部分だけ出してもらったのですけれども、非常に最近はそういう意味では充実をしてきているのかなという感じで受け止めております。昨日、一昨日ぐらいのアクセスですと200件位のアクセスがあったというふうに記録が出ているそうですから、これだけの情報が全国からアクセスが入りまして、そういう情報をピックアップして使っていただいているのかと思いますけれども、ただ、ご指摘のように、例えば、あんどんと化石、化石とほたるという一つの事業ごとの連携と言いますか、そういうのはまだ若干足りないのかなと、あるいは、例えば、今お話がありましたように温泉に来たお客さんに温泉に入ってもらっただけで、その他のPRということが非常にまだ行き届いていない、これは私共も盛んに温泉に今年からやるように言っているところでもありますけれども、せめて沼田に来た時に希望があれば、例えば、ホロピリ湖、沼田ダムに温泉に着く前に案内する、あるいは、帰りの時に沼田ダムを見せて帰すとか、あるいは、あんどん、あんどんは当然夜でしょうけれども、そうしたあんどんの保管している場所だとか、そういうところに寄ってお帰りいただくとか、そういうことの事業の連携、PRの仕方というのは、まだまずいところがあります。

ですから、そういう面を十分これから、観光協会もそうでありまして、いろんな関係者が集まっただいて総合的に沼田の観光だとか、体験学習だとか、そういうものをどう進めるかという、部門ごとではなくて総体的にどうするかということをもう少し考える必要があるというのは、ご指摘のとおりだというふうに思います。

しかしながら、そうしたそれぞれの部門ごとのPR効果が功を奏してきているのだらうと思います。特に体験学習は、私も知らないで、先日ほたる館にある泊り客を紹介しようとしたら、修学旅行だか体験学習で全館塞がっていますと言われてびっくりしたのですけれども、札幌の白石の高校だったと思いますが、1泊で泊まって全館を利用する、それは去年から来ているというお話ですし、今、化石の体験学習も3団体か4団体すでに大きなのが入ってきているというような話であります。

そうした意味で、徐々にではありますけれども、PRの仕方が功を奏してきているのかな、やはり、不足しているのは総体的にどうやってそれを連携させるかということ、それが大事だというふうに思いますので、観光協会ともひっくるめて近いうちにそういうような沼田の総合的なPRをどうするかということも検討させてい

ただきたいというふうに思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○5番（津川 均議員）大変ありがたいなというふうにも思うのですが、ただ、もう一つ残念なのは、こういった一つ一つ取ってもすばらしい取り組みなのですが、全町民の皆さんが理解していない部分があるのです。例えば、夜高あんどん祭だと言ったって、農家のある程度の年配のお父さん方になってみれば、これは商工会だとか町でやっているやつで我々には関係ないよみたいな言い方をしてみたり、ほたるの最盛期の時期でもさほど興味のない人だとかよく周知をしていない人だとかというのも結構いますから、そういう面でこの中に私は書かせていただいたのですが、「町内外へ」の「内」という意味では、町民の皆さんをもっと利用すると言ってしまう言葉は悪いのですが、町民の皆さんにもっと周知徹底して、毎日のように町外へ出て行っていますし、町外からも人が入ってきていますから、そういう説明ができるようになれば、もっともっとPR効果というのは上がるのではないかなと、そういう意味でどうしてそんなにお金を掛けなくてうまくPRしてくれる町民の皆さんを使わないのだろうか。町民の皆さんもそういう説明をされて、自分がある程度そういう説明ができるようになったら喜んで町外の人に会ったときにそういう説明をしますよね。そういうふうにならならないのかな、そのためには、当然町内会だとか部落へ出て行って、出前トークだとか出前ワーキングみたいなものをして、懇談会をして、その都度その時期のイベントだとか、そういう取り組みについて説明しなくてはいけないのですけれども、それ位はやっても私は値がある、効果が十分上がってくるのではないかなという気がするのですけれども、こういった考え方について町長、いかがですか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）おっしゃられることが出来れば本当にすばらしいなと思っているのですが、現実にはなかなか厳しい。ご承知のとおり、いろんなイベントや行事をやっても、大半が役場の職員がそれを賄っているというのが実態なのです。商工会を始め、様々な協力団体もありますけれども、なかなか難しいです。自分のなにかに繋がらないとなかなか動いてもらえないというのが実態だろうと思うのです。

そうした状況の中ではありますけれども、先程お聞きしますと幌比里の農家の皆さん方もひっくるめて、幌比里の方達と商店街の何件かの方が明日萌駅の所で明日萌祭を自分達でやりましょうという相談をしたのだというお話を聞かされまして、チラシも作り上げるのだという話ですから現実にはやるのだらうと思いますけれども、今おっしゃるようなそういうふうに住民の皆さんが自発的に動いてくれるようになれば、これはしめたものだと思うのです。例えば、夜高あんどんの祭の会場に特産

品の販売コーナーを設けるにしても、すべて役場でやって、はい、どうぞと言わなければ出てこない。それも頼みます頼みますという状況で始めて出店されるというようなことがあったというふうにも聞いておりますけれども、そうした住民の皆さん、今まさに協働と言っているわけですから、そういう意識をどこでどういうふうにして上げていくかという協力体制を作るかというのは、これからの課題だろうと思うのです。自分のやろうとすることに対しては積極的に協力してくれますけれども、それ以外についてはなかなか協力が得られないというのが実態だろうというふうに思いますので、理想ではないと思います、理想に近づけるのが私共の仕事だというふうに思いますから、なにか工夫をしながらそういう人達を是非とも仕上げていきたい。特に温泉の地区では、今ご案内があったガイドがいれば、有償でもかまわないのですけれども、ガイドがいてあの辺の森を案内する人が常時いるということになれば、これはすごい財産だというのは確かに言われているのです。都会の人が来た時にその人達を連れて、あの山の中を歩いただけでかなりのお客さんが来るということも言われているのでありますが、そうしたことも含めてどういうふうにするとそういうボランティア活動をうまく引き出すことが出来るのか、十分また検討をさせていただきたいというふうに思いますし、また別な機会にそういうご意見をお聞かせいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）はい、5番。

○5番（津川 均議員）新聞に2回程、今年、雪中うどんの時と沼田高校で試食会かなにかやりましたよね、その時に新聞に載ったのですけれども、結局そういうのがごく一部の人しか参加をしていないと参加している人しかわからないと、我々みたいなたまたま用事があって参加していない人は、新聞に沼田がああやって載ったけれども、どういうものなのよだとか、どういう取り組みでああいうふうなことになるのだと聞かれたって説明が出来ないのです。そういうのは、広報だとかである程度周知できるのではないかというところもありますけれども、読んだだけではわからない人もいるわけですから、ことあるごとに町内会だとか部落へ出て行ってそういう説明をキッチリしてくれて、そうすると職員さんの仕事も大分減るのではないですか。町民の皆さんが代わりに説明をしてくれるわけですから。

是非、検討をしてもらいたいというふうに思いますし、今のその明日萌祭、自主的にやろう、その話を今ちょっと耳にしましたから、私も手前味噌で大変申し訳ないのですけれども、実は昨日、一昨日、旭町の町内会で玄関前の舗装を自分達、町内会の人達で舗装を敷き替えたのです。毎年運動会の時に玄関前にテントを敷いて、ふれあいパーティーというのをやるのですけれども、その時に舗装がデコボコに傷んでテントを敷いても座れないぐらいにひどくなっているものだから、舗装を全部替えたらどうだ、町にお願いしたらどうだという町内会で提案も出たそうです。

その時にこの程度であれば何とか自分達でやってみようと、沼田町も今単独で生きていく努力をしている。だから、これも町内会でなんとか、自分らの手で機械を借りてきてやれば、出来るのではないかということで取り組んだ。私もその話は聞いていましたので、せいぜい2時間位行ってレイキでならせば終わりかなと思ったら、プロ並のことはするのです。2時間どころではなくて、ほとんど半日掛かって十数人でかかったのですけれども、その中には良く中身を知って教えてくれる棟梁みたいな人がいましたから、ある程度出来たのですけれども、これを普通行政だとか業者に頼むと30万から40万位は掛かるよと、町内会のボランティアでやったものですから、わずか工材代とちょっとした機械の借上げの謝礼だとか直会にちょっと掛かったくらい。

これは、本当に町長の目指す我が町再生の良い見本を率先して見せてくれた、自分の町内会をあまりほめてどうするだと言われるかもしれませんが、やはりすばらしい取り組みだと思うのです。こういうことをもっと町内の人にPRしてほしいのです、こうやって旭町の町内会はやっているよと。さっきの明日萌のお祭もこうやってやってくれていますよと、これが大事だと思うのです。

そういう面でのPRの仕方、これも今後十分に検討に入れてもらいたいというふうにお願いを申し上げておきますし、もし今の話で旭町もすばらしいことをやってくれたなという気持ちがあるのであれば、できれば工材代位はちょっと見ていただければ幸いだというふうに思いますけれども、終わります。

○議長（吉田好宏議長）以上で、町長に対する一般質問を終わります。

---

### （教育長に対する一般質問）

○議長（吉田好宏議長）次に教育長に対しての一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。8番、絵内議員。文化財について、質問してください。

○8番（絵内勝己議員）8番、絵内です。文化財についてご質問させていただきたいと思います。

今後の文化財の運営管理をどのように進めようと考えておられるのか。また、文化財とはどのようにご理解をされていらっしゃるのか。教育長のご見解を始めにお伺い致したいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、教育長。

○教育長（松田 剛教育長）今、絵内議員さんが言われた関係で文化財というのは、沼田にとって、沼田の町民にとっては大事なものだと考えております。ただ、今言われました文化財の関係で、今、町で管理しているというか、いろんな形でやって



いる文化財というのは、特に北竜にあります本願寺越中獅子舞それから本願寺駅通、それから十一面薬師観音菩薩像ということで北竜地区にお願いしてやっています。また、私共の郷土資料館ですか、夜高会館の横にありますクラス15号も沼田町の文化財ということでそれぞれ町の指定を受けているものと、本願寺駅通の場合は、道の文化財の指定を受けているということで、これは町民の宝だという考えで思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、絵内議員。

○8番（絵内勝己議員）文化財は、今、教育長もお話がありましたようにそれぞれ今日までの文化の過程において作られた非常に学問的にも、また、芸術的にも大事な意義のあるものだというふうに理解をするわけでありますけれども、こんなふうにして、沼田町の経済も非常に厳しい状況の中におきまして、やはり、運営管理する上においても、大変な面があることはご案内のとおりだと思います。

それで中には、今、教育長からお話がありましたように北竜には北竜の駅通、また、獅子舞、そして恵比島の十一面観音像とそれぞれが私達の北竜地区には文化財保存会という会がございまして、その中でそれぞれ管理をさせていただいていたのは、事実でありますけれども、今回、いろいろな面から複雑な要素がありまして、なかなか今の状況ではやっていけない状況だということから、今年、保存会も解散し、それぞれ独自で教育委員会の方に経費のいる分についてはお願いをするような形を取ったということでもあります。

それで中には、こういった一つのものもあるかのように聞いております。恵比島にあります十一面観音像等についてですけれども、教育委員会からの文化財という形になれば、いくらかの支援的なものもあったのも事実ですが、それが多額な金額であればよろしいのでしょうかけれども、少額という言い方をしたら大変失礼なのでしょうけれども、少額なものだけに、また、一つの枠にはめられてしまうといろいろな面において、やりづらい面もあるかのように聞いております。そのようなことも聞かされておりますので、見直しを掛ける部分が必要とするならば、見直しを掛けることも僕は大事でないのかな、そんな感じがしております。

そしてまた、北竜には先程言いましたように、保存会の方で十一面観音像と駅通と獅子舞の方をそれぞれ管理と言うか、それぞれ保存会の方で一つの窓口となって今まで教育委員会の方からいろいろと支援のお金をいただいて、それを配分しながら、今日まで保存会を運営してきていたところでありますけれども、それが今後出来なくなったので解散したということでありますけれども、駅通については道の文化財でもありますので、直接影響はないかと思っておりますけれども、北竜にある獅子舞についてなのですから、獅子舞につきましては、獅子舞の文化財というのは、僕の勉強不足なのかどうなのか、教育長にお伺いしたいと思うのですけれども、こ

れは頭がそうなのですか、踊りがそうなのですか、なにが文化財なのですか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、教育長。

○教育長（松田 剛教育長）なかなか難しいことなのですが、本願寺越中獅子舞自体は、町の文化財に昭和48年の5月30日ということで指定しているわけなのですが、今、文化財保存会が解散するような形になっているということで、私が教育長になりましてから文化財保存会の方と十分協議させていただきまして、一昨年までは文化財保存会に町から45,000円位の補助金ということでやっていたのですが、実際に保存会の役員の方とご相談しましたら、本願寺の越中獅子舞の活動は北竜の市街のお祭がメインだと、で、確か私の記憶では獅子舞の獅子頭ですとか衣装とかというのは、十数年前に、私が教育委員会にいたときだと思うのですが、宝くじ助成で200万位の宝くじの助成をもらって全部、頭から衣装やなんか更新したかなと思っています。

実際に今、補助金は昨年から出していない。これは十分、保存会の方々と話し合いをしまして、獅子舞の方は実際に北竜のお祭の時にそれぞれご祝儀をもらってやっているということで、町の助成金というのは、正直言って懇親の場に対する助成というのは、なかなか補助金には合わないということで、何年か前から議員さんご存知のように補助金の関係の見直しということをしたので、その辺も役員の方と十分協議した結果、現在町からの助成金は必要ないということで聞いておりますので、ご理解をいただきたい。

それから、本願寺駅通につきまして、これは道の文化財の指定を受けておりまして、これは道の文化財の指定を受けていても、修繕の関係は町がやらなければならないということで、現在、毎年北竜地区の老人クラブの人にボランティアで草刈やなんかをやっていただいています。確か私の記憶では、文化財の保存会の方から老人クラブの方に10,000円位あげて、草刈した後の懇親の場に使っている形を取っていると聞きましたので、そこら辺の関係も十分、北竜の老人クラブの人と私共教育委員会で話し合いしておりますので、ご理解ください。

それから、十一面薬師観音菩薩像の関係ですが、これが一番大変でして、議員さん方もご存知かなと思いますが、大昔は確か昔の幌新温泉に飾ってあったかなと、今回は永徳寺の長沢さんと教育委員会で話をしているのですが、一説によりますと、町の文化財になっていると檀家の方からお金が出ないとか、うんねんという話が出て、先般から長沢さんの住職さんの奥さんと話し合いをしているのですが、最終的に本人と面接をして、今忙しくて来られないということで私共教育委員会の次長の方から何回か電話をしているのですが、すこし落ち着いたら教育委員会に来て相談をしたいということで言われていますので、その時に

またじっくり相談をして一番良い方法はどうなのかなという形をもっていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、8番。

○8番（絵内勝己議員）今の質問の一つ答えていないのがあるのですけれども、獅子舞は頭が文化財なのですか、踊りが文化財なのですか。なにが文化財と言うのですか。頭のことだけが文化財として指定になるのですか。それとも踊りが文化財になるのですか。

○教育長（松田 剛教育長）これは有形ではなくて、無形文化財なので越中獅子舞の踊りを文化財という指定にしていると思うのですが、こういうパンフレットにも書いてありますように「町指定無形民族文化財」ということでご理解いただきたい。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○8番（絵内勝己議員）無形ですから、読んで字のごとくと言われればそれまでなのですけれども、非常に難しい面があると思うのです。無形文化財だけに一般の文化財と同じ感覚での運営はできないのではないかという感じがあるのです。教育長の方から去年は獅子の方にはお金がいていなかったとは言っておりましたけれども、それは前の式典をやった時の基金がそこに残っておった関係があるから、それをお願いしていなかった部分があると思うのですけれども、一般の文化財でしたら固定的なものでしょうから、同じ感覚で運営または要請があっても対応は出来ると思うのです。無形ですから有ってないような、踊りなものですから、踊りは誰がやるのですか。やはり人間が中に入って踊らなくてはいけないわけです。だから、一般の感覚では獅子の文化財としては、私は運営管理ということにならないと思うのです。条例うんぬんと言われたら、確かに予算なんかを執行するときに領収書を添付しなさいというのは、当たり前の話なのですけれども、ただ、この獅子の無形の文化財について、従来の文化財の決算のようなことには出来ない部分があると思う。多少は弾力を持った形で取り組んでいかないと、あれもダメ、これもダメと当然言わざるを得ないと思うのです。それは事務的に教育長がおっしゃるのは当然だと思います。ただ、先程から教育長もおっしゃっているように文化財というのは、非常に大事なものだという言い方をさせていただきながら、無形ということを経営、今おっしゃいましたけれども、無形だったら無形なりの多少弾力を持った形でのご理解をいただかないと、今後運営はなかなか大変だと思うのです。農家戸数もだんだん減ってきている現状の中において、世帯数も減ってきている中において、くどくなりますけれども、基金があったからこそなんとかやりくりがついたから町にお願いをしていなかったわけですから、その基金もいつまでもあるわけではありませぬので、いずれまたお願いせざるを得ない部分が出てくると思うのですけれども、そういった関係において、いくらか弾力をもって取り組むことが出来ないのか

どうか、教育長のご見解をお伺い致したいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、教育長。

○教育長（松田 剛教育長）十分わかりましたので、本願寺越中獅子舞の方と十分話し合いをして、私が言うべきではないのしょうけれども、町全体として財政的に厳しいという時代であっても、私共の理事者は必要なものは出すという考えを持っていますので、私共教育委員会もそのように考えていますので、獅子舞の役員の方と十分相談をして必要であれば出したいと考えていますので、ご理解いただきたい。

○議長（吉田好宏議長）はい、次、12番。橋場議員。教科書問題 他について

○12番（橋場 守議員）教科書の展示があったはずなのですが、ちょっと忙しくて見に行けなかったのですが、いろんなものを読むと新しい歴史教科書を作る会というのは、今回も検定されたそうなのです。中身を実際私見ていないのだけれども、その書いたものを見ると大変な中身で、これを子供達にもし教え込まれたら、大東亜戦争と言われている第2次世界大戦なんですけれども、それを大東亜戦争と呼んだり、日本があ戦争をやったのはアメリカやイギリスが日本を封鎖した、そのために自衛自存のための戦争だったとか、朝鮮に日本が攻めていったのは、満州を、満州そのものを奪い取っていたのだけれど、それを守るためのものだったとか、いろんな戦争を肯定する中身になっているのです。そういう中身を読んでみて教育長としてどんな感想を持ったか聞きたい。

それから、学校の耐震審査の費用ない出来ないでしょう、なかなか、町の独自では。私は中学校の壁が崩れたのを見て、これはひどい手抜き工事だなと、バインダーというのを掛ければあんなことにならないのに、それもろくに掛けていなかったといって、補修はしたけれども、もっともっと補修していない部分もあると思うのです。特にあそこは早急にその審査をしてもらわなければならないのではないかと思いますので、是非ともこれは、国や道の責任において費用を出せということを経済委員会として進めていってもらいたいと思うのですけどいかがでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、教育長。

○教育長（松田 剛教育長）一つ目の教科書問題についてなのですが、私も小さい頃から勉強は大嫌いなのですが、橋場議員さんからこういう質問があったので、この一番目の教科書をザッとですが見ました。結論からいくとその教科書が良いか悪いかというのは別として、それぞれの中学校の教科書が改定される関係で文部科学省の決定済教科書ということで、それなりの国の国家基準を得ているだろうという感じがしています。ただ、最終的には7月の27日ぐらいに、私共、北海道第5採択地区教科用図書教育委員会というのが、最終的に中学生の教科書を決定するわけなのですが、これは空知管内25市町村が入っている形なの

ですが、空知管内で岩見沢と夕張市だけが独自にやっているということで、それ以外の町村が入っているということでやっていますので、最終的にはそのときに決定するわけですが、扱われている内容だとかというものを空知、特に私は沼田の人間なので、沼田の子供達に合っているかということで検討しながら教科書を採択にしたいという考えであります。

それから、二点目の学校の耐震関係でいろいろありますけれども、この関係は平成16年の12月の定例会に中村議員さんから質問がありまして、正直言って建て替えるとか耐震の診断を出来れば良いなという考えですが、あの時、確か私も町長も答えたと思うのですが、実際に国は耐震診断をやるための補助を出すと多分全国的にやると思うのです。そうするとその結果、昭和57年を境にやっている強度の関係があるので、逆に今度は公立学校を改築する場合に、また、国の補助がということで、なかなかそういう形で国の制度が前向きに進んでいないという現状があるのですが、平成16年12月の定例会で中村議員さんが質問あった関係で幼稚園ですとか小学校、中学校、まあ、高校だけはその後に建て替えたということですが、実際にやりたい気持ちはあるけれども財政的に厳しいということで、北空知の教育長会ですとか、空知教育長会でいろんなそういう話題が出るので、私共理事者の方で町村会とか、いろいろ通じて道ですとか国に対してそういう補助をいただけるような形を、やっていきたいという気持ちは十分持っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。

○12番（橋場 守議員）一番の問題について、良いとか悪いとかではなくて、読んでみて、やはり、良いとか悪いとかになるのだろうけれども、教育長も平和教育を受けたはずだから、これは我々が習ったのと違うのではないかなというぐらいの感想は述べてほしい。採択するという問題ではなくて、採択はしてもらったら困るのだけれども、25市町村でどうこうするというのではなくて、教育長はどうなのかということと、二番目の問題は、まだやっていないと、やっていないのは町に予算がなくて独自で出来るものではないから国に要求したらどうだと、もっと要求して、全国でものすごくやっていないのですから、やっていない数の方が多いわけでしょう。半々くらいになっているかな。そういうところも含めてやらせる必要があるのです。ですから、沼田町教育委員会として建議書でもなんでも出して、こんな状況で地方自治体にやれと言っても出来ないよと、国の責任、道の責任としてやれということをお願いする気はないですかということを知りたいのです。

○議長（吉田好宏議長）はい、教育長。

○教育長（松田 剛教育長）それでは二番目の関係で、今言った耐震の関係は是非がんばっていききたいと考えています。

それと教科書の関係ですが、他の歴史教科書を見ました。正直言って私の感想としては、新しい歴史教科書を作る会の歴史とか、公民教科書の関係は、それぞれ個々の表現が具体的に記載されているという感じがしました。ということで私の感想ですけれども。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。以上で、教育長に対する一般質問を終わります。これをもって一般質問を終了いたします。暫時休憩を致します。

休憩 15時10分

---

再会 15時23分

### （専決処分の承認）

○議長（吉田好宏議長）再会を致します。日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成17年6月21日提出、沼田町長名でございます。次頁をお開き願いたいと思います。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によって、平成16年度沼田町一般会計補正予算専決第5号を別冊のとおり専決処分する。平成17年3月31日、町長名であります。

別冊の専決第5号の補正予算をご覧頂きたいと思います。

専決第5号につきましては、平成16年度の決算見込みの結果、約2億1千万の歳計譲与が生ずるという見込みであることから、次年度へ7千万を繰越す事と致しまして、残余1億4千万について決算処理をしたものでございます。合わせて、起債の許可決定によります起債額の変更、町営各事業の最終収支の整理、基金の整理、こういったものを行ったものでございまして、3月31日付けで専決処分としたものでございます。

〔1頁目、朗読〕

7頁をお開き願いたいと思います。本来であれば、歳出からご説明をさせて頂くわけですが、決算処理ということもありまして、歳入からご説明させて頂きます。まず、歳入の補正のポイントであります。まず1点目、一般財源科目を決算見込み額により増減補正をしたこととでございます。その結果、特別交付税を1億1,800万円の増額掲示をしてございます。

2点目であります。米バラ施設におけます自主検査装置、これに過疎債が許可されたことによりまして、基金と起債の財源移動を行ってございます。

3点目につきましては、決算処理と致しまして減債基金の繰入れを取り止めたこ

とでございます。これが歳入の主なポイントでございます。

〔以下、7頁から11頁まで、歳入朗読説明〕

続きまして歳出でございます。12頁をお開き願いたいと思います。歳出につきましても、補正のポイントであります。まず1点目に、決算処理と致しまして、財政調整基金に1億円の積立てを計上してございます。

2点目といたしましては、基金充当事業の予算整理を行っております。

3点目といたしまして、町営事業の委託料等を決算見込み額で整理をさせて頂いてございます。歳入に連動をした歳出の予算を組んでございます。

〔以下、12頁から16頁まで、歳出朗読説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第4号は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。

---

### （専決処分の承認）

○議長（吉田好宏議長）日程第7、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第5号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成17年6月21日提出、沼田町長名でございます。次頁をお開き願いたいと思います。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によって、平成17年度沼田町一般会計補正予算専決第1号を別冊のとおり専決処分する。平成17年5月6日、町長名であります。

別冊の17年度専決第1号1ページをご覧頂きたいと思います。

〔1頁目、朗読〕

綴じ込み最後のページをご覧いただきたいと思います。

専決第1号につきましては、歳出予算の款、項をまたがった予算の組み替えでございまして、歳入の補正予算は計上されてございません。これにつきましては、はばたく沼田っ子支援事業の事業決定に伴いまして、それぞれ所管する予算科目へ組み替えを行ったものでございます。総務費、10目の振興費に計上致しておりました予算から事業決定に伴い、必要とする経費209万3千円を教育費に移行したものでございます。

なお、事業の早期着手が必要なことから、5月6日付けで専決処分としたものでございます。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、3番

○3番（室田俊朗議員）3番の室田ですけれど、はばたく沼田っ子支援事業の関係、町報の方にも載っておりましたけれども、事業内容的には私も賛成をしますし、すばらしい事業だと思っておるわけでございますけれども、ただ、その提案者が沼田小学校ということで、これはおそらく住民だとか個人にあたるのだらうと思うのですけれども、これは当初予算で教育委員会なりが、当初予算もしくは補正予算で組むべき事業ではないかなと思うのです。その辺、どのように考えておられるのか、お聞きしたいのと、その意見を聞かせていただいてから、また質問させていただきます。

○議長（吉田好宏議長）はい、生沼課長。

○地域開発課長（生沼篤司課長）このはばたく沼田っ子支援事業というのは、ご承知のように今年初めて出来た事業でございまして、実際どういった形の事業が展開されるのかということは、当初予算でも想定されていなかったものでありまして、先程、財政課長の方から説明ありましたように審査会において提案あったものの中から、今回たまたま小学校から出たこの案件が採択されたということで、早期に事業着手が必要というような形がございましたものですから、このようなことで予算の専決処分をさせていただいたわけであります。

補正予算というような方法もあろうかとは思いますが、そのような事情があったということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）3番、よろしいですか、はい。

○3番（室田俊朗議員）再質問させていただきますけれども、当初予算で300万の予算でなかったかと思うのですけれども、あと100万近く残しておるのですけれども、この100万、更に応募を取って使う気があるのかどうか。

そういった中で、この他にも例えば、ほたる館だとか自動車学校だとか農産加工場、牧場等で子供の活動支援の予算を組んだ時、また、こういう予算を使われると



せっかく住民提案型と言いながら内輪で使っているでは、住民としても納得できないところがあると思うのですけれども、その辺どのように考えているかお聞かせ願います。

○議長（吉田好宏議長）生沼課長。

○地域開発課長（生沼篤司課長）結果的にこうなったわけではありますけれども、3月の議会の折に説明させていただいた時にも、提案というのは一般住民あるいは、いろんな団体というものを想定しているというふうにご説明したかと思います。いろんな提案主体があつてよろしいのであろうというふうに私共考えておりました、結果的に小学校から提案があつたものが選ばれたということでありまして、この形については、結果的にこうなったということで特にいたしかたのないことなのかなということで我々は審査会の方にも、その旨お話をしているいろいろ議論をいただいたところであります。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、他に質疑ありませんか。はい、残りの関係。

○地域開発課長（生沼篤司課長）実際100万近い予算がまだ残っているわけですが、現在のところ、この後、一般に更に公募してどうこうというところは、現在のところはまだ考えておりません。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、中村議員。

○10番（中村保夫議員）関連するので、基本的なところは室田先輩の意見とまったく同じなのですけれども、町長の一般行政報告書の中にも、はばたく沼田っ子支援事業について出ているのですけれども、たしかこのはばたく沼田っ子支援事業というのは、今年の予算の目玉だったはずなのです。それは、住民からの色んなリクエストに答えるのだというような熱い思いが伝わってきたから、我々13名の議員それぞれが予算委員会で審議をしながら、よしこれはやってみよう、がんばってくれということで採決をしたはずなのです。

それが住民提案型と言いながら、沼田小学校の提案を呑んだ。沼田小学校というのは住民なのだろうか。僕は、これは町の機関だというふうに思っているのです。言葉尻をとらえるつもりはないけれども、沼田小学校PTAから出てきた意見なのですよと言われれば、おおそうかという気にはなるのだけれども、沼田小学校から、沼田町の機関から出てきたものを流用する。しかも、我々が一番期待していた事業に対してそういう予算委員会無視、軽視のような予算の使われ方をしてしまうと我々としても態度を硬化せざるを得ないというふうに思うのですけれども、その辺、町長から答弁をいただきたいのですけれども。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長

○町長（西田篤正町長）予算の委員会は、私は最終しか出ていませんので、やりとりがちょっとわかりませんが、同様の趣旨の住民の皆さんあるいは、教育に関

係する団体等を含めた中から提案を頂くと、要綱を定めてすでに決められておりますから、決して当初から違反するような行為ではないだろう。今、お話のような温泉だとか町が直轄して経営しているようなところからの提案というのは全くありませんけれども、教育機関あるいは文化団体、あるいは体育団体、そういうような諸団体からの提案もひっくるめてやりましょうということでもありますから、これは当初の募集要綱を作ったときからの考え方が踏襲されているというふうに思いますので、予算委員会の説明の仕方、受け取り方の中で若干、差があったのかなというふうに思っていますが、私としてはそういう考え方で基本的に進めておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、他に質疑ありませんか。はい、7番。

○7番（上野敏夫議員）7番、上野です。私も沼田っ子支援事業につきましては、臨時先生の給料に充てるように思っているのですが、本当に沼田の子供のために使うと私も思っていたのが、300万の予算が200万だと、打ち切りのような課長の方からも答弁があったのですけれども、残っているものについては、住民からもっと提案を大きく受けて、それを住民が納得するようなお金の使い方をしていただけるようにならないものなのでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長

○町長（西田篤正町長）基本的に最初から私共としては、年に数回募集するという考えは毛頭ありませんで、今回の場合は、たまたま3月の議会が終わらなければ募集の要綱も発送できないという変則的な事態だったわけです。ですから、そういう不都合な面もあったというふうに思いますけれども、明年以降については、事前に了解をいただけるようになると思いますので、そのような手続きを進めて公募させていただきたい。これについても、今申し上げましたように年数回に渡っての公募する考え方は持っておりません。しかも、100万程度しか残っておりませんので、応募された事業がどういう事業なのかわかりませんけれども、効果的にも疑問がありますし、当初からそういう考え方で年に1回、年度当初の公募ということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第5号は、承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。

---

( 一 般 議 案 )

○議長（吉田好宏議長）日程第8、議案第30号。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第30号。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を提出する。平成17年6月21日提出、沼田町長名でございます。

沼田町国民健康保険税条例の一部改正の条例につきましては、記載のとおり、まず第3条第1項、これにつきましては医療分に係ります所得割りの税率の項目でありまして、100分の6.90を100分の11.90に改めるものであります。6条中の項目につきましては、介護分に係る所得割りの税率の改正でございます。いずれに致しなくても、17年4月1日から適用するものでございます。

これにつきましては、平成17年度におけます国保税の必要額、これについては医療費の増加と、国保会計の繰越金の減少、加えて総所得が3分の1程度減少したことによりまして、税率の引き上げが必要になったものでございます。総所得で申し上げますと、平成15年度約15億4千万円だったものが、平成16年度においては約10億2千万と、農業所得を中心に落ち込んでございまして、15年度所得の3分の2程度の水準になったところでございます。

このため、現行税率で課税を致しますと、5千万以上の財源不足が生ずるということでございまして、これを全て税に賦課しようとするれば、税率が極端に上がってしまいますという事から、基金から3千百万円の繰入を行いまして、1世帯あたり非保険者一人当りの負担額が、前年度と同程度以下の水準になるように、所得割りの税率を設定したものでございます。

次頁以降資料を添付してございますので、ご覧を頂きたいと思います。

〔以下、資料の説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入

ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第30号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第9、議案第31号。平成17年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第31号。平成17年度沼田町一般会計補正予算について。平成17年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成17年6月21日提出、沼田町長名でございます。別冊の一般会計補正予算第2号1頁をお開き願いたいと思います。

〔以下、別冊補正予算第2号の朗読、説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。11番。

○11番（野 道夫議員）ちょっと教えて下さい。収入の7頁、地方交付税。課長の方から、収支の均衡を図った地方交付税で5,100万円減額していますね。これは、収支の均衡というから、これが更に又、先に行ったらこれに又、プラスしていくと。これは、金額的なものは全く関係無く、数字だけで出したり、入れたり、出したりして調整をするという事は、もしも道の監査とかになった場合、これを見た場合、あれ、沼田町は一時お返ししたのですかという事に、私はなると思うので、これをちょっと説明してほしいなと思います。

○議長（吉田好宏議長）財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）確か以前にも、橋場議員さんからこういった質問を受けた覚えがございます。地方交付税については、最終的に本算定の結果、決定がなされるのが7月中旬以降ということでございます。ただ、それを全額計上していきますと、歳出の方で何らかの支出のものを作らなければならないという状況が発生いたします。そういった事の中では、いわゆる一般財源として整理をしなければならない要素といたしまして、この地方交付税がそういった洪水調整と言いますか、予算調整のひとつのものとして計上せざるを得ないという事があります。

ただ、問題はここで落とし込んだからといって、これが国に対して沼田町が返し

たとかという事には当然ならない訳でありまして、いわゆる予算を編成する上での技術的なものと理解を頂ければよろしいかと思います。

それともう1点、交付税につきましては、最終的に総額が決定するわけですが、当然ごとく交付税の予算管理をしっかりしていないと、最終的に大きな穴をあけるという事にもなりますので、普通交付税或いは特別交付税、両方合わせた中での予算管理の中で、補正の度に増減がかかるということは、今後ともありうる事でございます。以上です。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決を致します。お諮り致します。議案第31号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第10、議案第32号。平成17年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園々長。

○和風園長（中村幸雄園長）議案第32号。平成17年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成17年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成17年6月21日提出、町長名でございます。

〈以下、養護老人ホーム特別会計補正予算第1号を朗読、説明〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第32号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第１１、議案第３３号。平成１７年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園々長。

○旭寿園長（田中 聡園長）議案第３３号。平成１７年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成１７年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成１７年６月２１日提出、沼田町長名でございます。

〈以下、特別養護老人ホーム特別会計補正予算第１号を朗読、説明〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第３３号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第１２、議案第３４号。平成１７年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第３４号。平成１７年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成１７年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成１７年６月２１日提出、沼田町長名でございます。

〈以下、沼田町国民健康保険特別会計補正予算第１号を朗読、説明〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第３４号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第１３、議案第３５号。平成１７年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第３５号。平成１７年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。平成１７年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成１７年６月２１日提出、沼田町長名でございます。

〈以下、沼田町介護保険特別会計補正予算第１号を朗読、説明〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第３５号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第１４、議案第３６号。平成１７年度沼田町老人保健特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第３６号。平成１７年度沼田町老人保健特別会計補正予算について。平成１７年度沼田町老人保健特別会計補正予算を別冊のと

おり提出する。平成１７年６月２１日提出、沼田町長名でございます。

〈以下、沼田町老人保健特別会計補正予算第１号を朗読、説明〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第３６号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第１５、議案第３７号。平成１７年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）議案第３７号。平成１７年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成１７年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成１７年６月２１日提出、町長名でございます。

〈以下、沼田町公共下水道特別会計補正予算第１号を朗読、説明〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第３７号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。



---

○議長（吉田好宏議長）日程第１６、議案第３８号。平成１７年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）議案第３８号。平成１７年度沼田町水道事業会計補正予算について。平成１７年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成１７年６月２１日提出、町長名でございます。

〈以下、沼田町公共下水道特別会計補正予算第１号を朗読、説明〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第３８号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

#### （開発公社等の書類提出）

○議長（吉田好宏議長）日程第１７、報告第１号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告について。日程第１８、報告第２号株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について。日程第１９、報告第３号沼田土地開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について。日程第２０号、報告第４号財団法人沼田交通教育協会の事業計画及び決算に関する書類の提出についてを一括議題と致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、報告第１号から第４号までを一括して議題とすることに決しました。それでは、報告第１号から第４号までを一括して議題と致します。本４件は、それぞれ報告事項であります。この際、説明を省

略しただちに質疑に入りたいと思います。報告第1号から第4号までについて質疑ありませんか。13番。

○13番（大沼恒雄議員）報告第4号の関係になるかと思います。沼田交通教育協会との関係なのですが、中身を教えて下さい。例えば、収支計算書が出ています。その場合収入の部で、事業収入が1,408,000円に対して、決算額が1,454,450円となっています。この場合、△の46,450円となっているのですが、私の考え方だと予算に対して決算額が多い場合△にならないと思うのですが、これは如何でしょうか。歳入についてです。4頁目になると思います。

○議長（吉田好宏議長）休憩を致します。

○議長（吉田好宏議長）再会致します。それではこの事については、後日報告でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮り致します。報告第1号から第4号を報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、報告第1号から第4号は、報告のとおり受理すること決しました。

---

### （人権擁護委員の推薦について）

○議長（吉田好宏議長）日程第21 諮問第1号。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）諮問第1号。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、現擁護委員であります、橋爪隆氏が平成17年9月30日に任期満了となりますので、その後任として下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

記と致しまして、現委員の橋爪隆氏を再任したいという事で、ご提案を申し上げたいと思いますが、住所、沼田町字共成7番地。氏名、橋爪隆。昭和9年12月4

日生まれ70才。平成5年から、人権擁護委員として活躍を頂き、識見、信頼とも非常に厚い方でありまして、最適任者と思い、引き続き推薦をさせて頂きたいと思ひます。平成17年6月21日提出、沼田町長。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は、人事案件でありますので、質疑・討論を省略致したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑・討論は省略することに決しました。

本案について採決致します。お諮り致します。諮問第1号は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は同意する事に決しました。

---

### （人権擁護委員の推薦について）

○議長（吉田好宏議長）日程第22 諮問第2号。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）諮問第2号。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、現人権擁護委員であります、津川信子氏の任期満了が、平成17年9月30日でありますので、本人からも高齢でご辞退を申し上げたいという申し出がありますので、これは良と致しまして、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

提案する方は、住所が沼田町南1条3丁目8番13号。お名前は、平木恵子。昭和24年6月19日生まれ56才であります。平木氏につきましては、役場にも奉職した事がありますが、沼田中央女性会の副会長、会長或いは、女性団体協議会の副会長、会長を歴任され、非常に地域活動或いは、社会活動にも非常に熱心な方でありまして、最適任者と思い、推薦を申し上げたいと思ひますのでご同意賜りたいと思ひます。よろしくどうぞ、ご審議頂きたいと思ひます。平成17年6月21日提出、沼田町長。よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は、人事案件でありますので、質疑・討論を省略致したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

か。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑・討論は省略することに決しました。

本案について採決致します。お諮り致します。諮問第2号は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は同意する事に決しました。ここで、暫時休憩を致します。

休憩 16時46分

---

再会 16時47分

#### (議事日程の追加について)

○議長（吉田好宏議長）再会致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今事務局より、意見書案7件について追加案件が提出されました。

この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第23 意見案第6号ハイヤー、タクシーに関する政策の抜本改正を求める意見書案について。日程第24 意見案第7号 緊急地域雇用創出特別交付金制度の復活・改善を求める意見書案について。日程第25 意見案第8号 公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書案について。日程第26 意見案第9号 「骨太方針2005」における住民本位の地方財政確立を求める意見書案について。日程第27 意見案第10号 温暖化ガス吸収源としての森林機能対策充実に関する意見書案について。日程第28 意見案第11号 道路整備に関する意見書案について。日程第29 意見案第12号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書案について。以上、日程に追加することに決しました。

---

#### (意見案の審議)

○議長（吉田好宏議長）日程第23 意見案第6号ハイヤー、タクシーに関する政策の抜本改正を求める意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めると

ころであります。この際、説明、質疑を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略することに決しました。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第24 意見案第7号 緊急地域雇用創出特別交付金制度の復活・改善を求める意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところであります。この際、説明、質疑を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略することに決しました。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第25 意見案第8号 公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところであります。この際、説明、質疑を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略するこ

とに決しました。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。お諮り致します。  
本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第26 意見案第9号 「骨太方針2005」における  
住民本位の地方財政確立を求める意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところであります。この際、説明、質疑を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略することに決しました。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。お諮り致します。  
本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第27 意見案第10号 温暖化ガス吸収源としての森林機能対策充実に関する意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところであります。この際、説明、質疑を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略することに決しました。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。お諮り致します。  
本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第２８ 意見案第１１号 道路整備に関する意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところであります、この際、説明、質疑を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略することに決しました。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。１２番。

○１２番議員（橋場 守議員）私は、反対の立場から議論する訳ですが、今のようないろんな財政困難な時期に、我慢できるものは我慢しなければならないのです。ところが、この道路特定財源については、年間６兆円なのです。この予算を、他の予算に使っては駄目だという事で、結局はまだ我慢しなければならないような無駄使いの道路があります。本当にまだ我慢できるものがたくさんあるのです。

しかし、特定財源ということで、決められていますから、一般財源になっていないので、この財源を一般財源にして、必要な道路を確保するという立場で、道路整備をする必要があると思うのです。そういう立場から、私はここがもしも議長会の方で直しても良いというのであれば賛成なのですが、ここがある限りとても私は賛成できませんので反対致します。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ここで採決致します。意見案１１号を原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第２９ 意見案第１２号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところであります、この際、説明、質疑を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略することに決しました。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

---

### (閉会宣言)

○議長（吉田好宏議長）以上で、本定例会に付議された案件は、すべて終了しました。これにて、平成17年第2回沼田町議会定例会を閉会致します。大変、ご苦労様でした。

16時56分 閉会



会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員